

第3次 横手市地域福祉計画 横手市地域福祉活動計画

みんなが主役！
みんなでつくる
人にやさしいまち 横手



令和2年3月
横手市
社会福祉法人 横手市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉計画と地域福祉活動計画について	2
（1）地域福祉計画	2
（2）地域福祉活動計画	3
（3）横手市社会福祉協議会との連携	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口の動態等	7
（1）人口の推移	7
（2）人口ピラミッド	8
（3）自然動態・社会動態	9
（4）合計特殊出生率	10
（5）世帯の状況	11
（6）就業及び産業の状況	13
（7）障がい者（手帳所持者）数の推移	15
（8）要介護等認定者数の推移	16
（9）生活保護の状況	17
2 就学の状況	18
（1）小学校・中学校の状況	18
（2）特別支援学校・学級の状況	19
3 地域資源の状況	20
（1）民生委員・児童委員の状況	20
（2）福祉協力員の状況	21
（3）地域団体の状況	22
4 アンケート調査結果	25
（1）調査概要	25
（2）調査結果（一部抜粋）	26
5 地域福祉を取り巻く課題	41
（1）福祉関係の部門別計画において課題として捉えている事項	41
（2）地域における課題	42

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念.....	45
2 計画の基本目標.....	46
3 計画の体系.....	48
4 市民・地域・事業者等・社会福祉協議会・行政の役割.....	49
5 地域福祉活動圏域の設定.....	51

第4章 施策の展開

基本目標1 お互いさまの気持ちで思いやりのあるまちをつくろう.....	53
【基本方針1-1】お互いを尊重し支えあう意識の醸成.....	53
【基本方針1-2】地域福祉の推進を担う人材の育成.....	56
基本目標2 地域の良さを活かして明るく安心して暮らせるまちをつくろう.....	58
【基本方針2-1】住民主体による支えあいの促進.....	58
【基本方針2-2】災害時に備えた地域づくりの推進.....	64
基本目標3 みんなが集い、ともに支えあう地域のきずなをつくろう.....	67
【基本方針3-1】地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上.....	67
【基本方針3-2】緊急時にも対応する支援体制の構築.....	70
基本目標4 みんなが暮らしやすいやさしいまちをつくろう.....	73
【基本方針4-1】利用者の立場に立った福祉サービスの提供.....	73
【基本方針4-2】地域における権利擁護体制の整備.....	79
【基本方針4-3】安心して暮らせる地域生活の構築.....	82
【基本方針4-4】困りごとを抱えた市民に対する包括的な支援体制の推進.....	84

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進.....	89
(1) 協働による計画の推進.....	89
(2) 計画の進行・管理.....	89
(3) 計画の普及・啓発.....	89
2 計画の評価.....	90
(1) 計画の評価.....	90

資料編

1 計画の策定体制.....	91
(1) 策定体制.....	91
(2) 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	92
(3) 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	93

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、本格的な少子高齢化の進展、人口減少社会への突入、さらには暮らしにおける人と人との結びつきの弱まりや人間関係の希薄化等を背景として、生活不安による生活困窮者の増加、虐待、自殺、高齢者の孤独死等、深刻な社会問題が発生しています。

また、地域には子育てや家族の介護、ひきこもり、就労等で悩んでいる方など、複数の要因が複雑に絡みあい、何らかの支援を必要としている方がいます。しかし、単に制度を当てはめるだけでは解決が困難な場合や、困っている方が制度の基準を満たさない場合など、これまでの対象者ごとや分野別に整備された縦割りの制度を適用するだけでは、対応が難しいケースも浮き彫りになってきました。

一方、1年の半分近くを雪と暮らす本市では、高齢者や障がい者にとって、毎日の雪寄せや雪下ろしは大きな負担となっています。あわせて近年多発する自然災害に備えるためにも、これらを地域課題として捉え、住民同士の支えあいのしくみを構築することが重要となっています。

そうした中、国においては従来の『縦割り』の支援や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域を支える多種多様な団体や事業所などが主体的に『我が事』として課題を捉え、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで解決し、地域をともにつくっていく『地域共生社会の実現』を掲げています。

今後は地域の課題解決に向け、福祉分野だけに限らず保健・医療、教育、雇用など、様々な分野が横断的に連携し、生活上の困難を抱える方々が地域において自立した生活を送ることができるよう、包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していく必要があります。

本計画は、市政運営の基本方針である第2次横手市総合計画のもと、社会福祉法の改正を踏まえ、福祉分野の各計画をつなぐ上位計画として位置づけており、地域における日常生活上の課題に、すべての市民が手を取りあって、解決に取り組むことにより、地域の福祉力を高めていこうという、『みんなが主役！みんなでつくる 人にやさしいまち横手』を基本理念とした福祉の基本方針を示す計画書です。

本計画に基づく、行政、地域住民、福祉関係者などの協働により、さらなる地域福祉の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる横手市を目指します。

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、「社会福祉法」第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来「高齢者」、「子ども」、「障がい者」などの対象ごとに策定されてきました。しかし「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民とともに、地域で支援を必要とする様々な方の生活を支えていくことを目指す計画です。

■社会福祉法と「地域福祉」

社会福祉法の目的として、第1条に「地域福祉の推進」が明記されており、第4条では、「地域福祉の推進」の担い手として地域住民や社会福祉関係者が位置づけられています。

(地域福祉の推進)

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下、「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画については、社会福祉法第107条に位置づけられています。

(市町村地域福祉計画)

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉の推進のために策定する活動・行動計画と位置づけられています。

地域福祉活動計画策定指針の概要（全国社会福祉協議会 2003年（平成15年）11月）

第1部 地域福祉活動計画策定の考え方

1. これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

地域福祉活動計画の策定にあたっては、市区町村地域福祉計画の法制化ならびにそこの「住民参加」の強調、近年のNPO団体を含む市民活動の活躍、地方分権の推進等地域福祉をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、以下のような視点を持つ必要がある。

- ① 市区町村協会は、積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する。
- ② 「住民参加」に徹底して取り組む。
- ③ 福祉分野における市民活動の広がりの中で民間の協働計画としての性格を明確にする。

2. 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

(3) 横手市社会福祉協議会との連携

横手市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進を目的として横手市に設置された団体であり、地域住民、ボランティア、福祉、保健などの関係者、行政機関などの参加・協力を得ながら、地域に根差した様々な活動を展開しており、地域福祉推進のための中心的な役割を担っています。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、行政と社協が緊密に連携し、取り組みを進めることがより効果的となります。そのため、市が策定する「地域福祉計画」と、社協が策定する「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定し、住民主体の取り組みを支援しながら、地域福祉のより一層の推進を目指します。

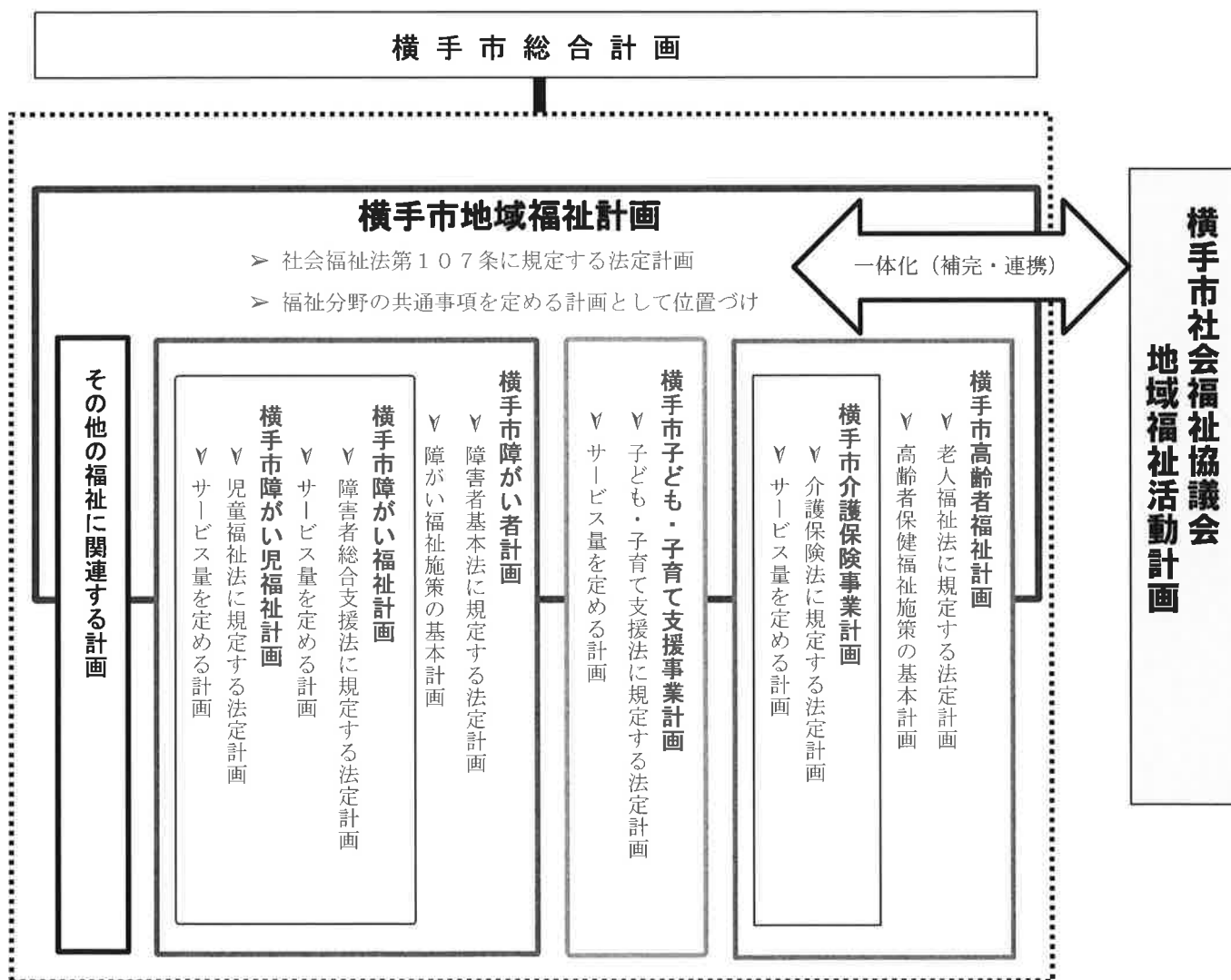
3 計画の位置づけ

「横手市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である第2次横手市総合計画の部門別計画としての性格を持っています。

また、高齢者、子ども、障がい者などの福祉に関連する当市の分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、市民主体のまちづくりや市民参画を促し、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

当市では、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、市と社協とが連携し、地域の社会資源の発掘と社協のノウハウを活かしながら実践に移せるよう、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

●地域福祉関連計画等との関係



※その他の福祉に関する計画には「健康よこて21計画」「横手市子どもの貧困対策推進計画」などがあります。

4 計画の期間

本計画は、令和2年を初年度とし、令和6年を最終年度とする5年間の計画です。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化など市民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を点検し、見直しを行い、他の関連計画との整合性を保ちながら計画の推進と評価を行います。

●地域福祉関連計画等の期間

関連諸計画	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)
第2次横手市総合計画		基本構想（10年）							
		前期基本計画（5年）			後期基本計画（5年：令和3年度～令和7年度）				
横手市地域福祉計画・ 横手市地域福祉活動計画		第2次計画（5年）		第3次計画（5年：令和2年度～令和6年度）					
横手市高齢者福祉計画・ 横手市介護保険事業計画		第7期計画（3年）			第8期計画（3年）				
横手市子ども・子育て支援 事業計画		第1期計画（5年）		第2期計画（5年：令和2年度～令和6年度）					
横手市障がい者計画		第2次計画（9年：平成27年度～令和5年度）							
横手市障がい福祉計画		第5期計画（3年）			第6期計画（3年）				
横手市障がい児福祉計画		第1期計画（3年）			第2期計画（3年）				
健康よこて21計画		第2期計画（10年：平成27年度～令和6年度）							

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口の動態等

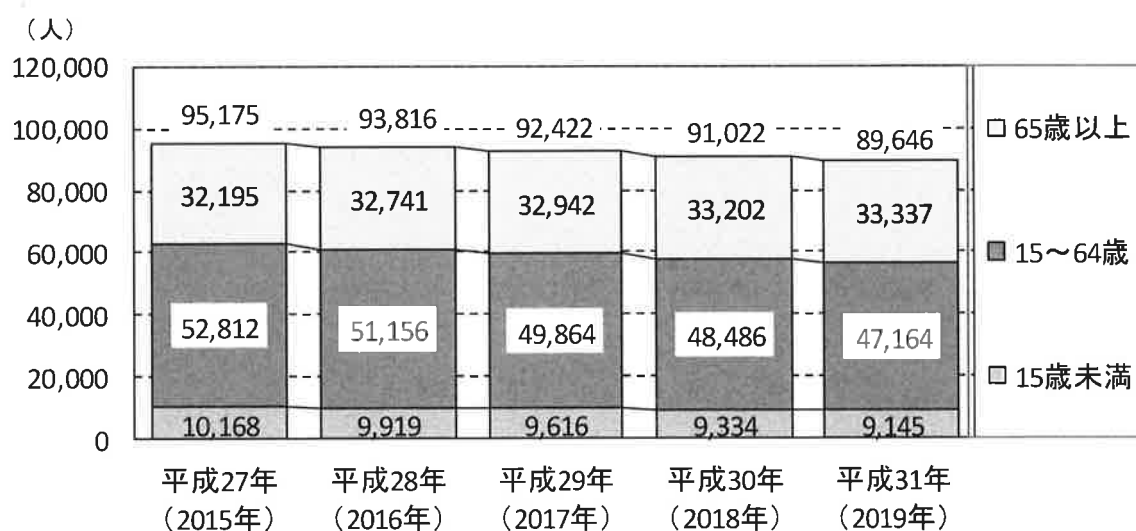
(1) 人口の推移

当市の人口は、減少傾向で推移し、平成27年から平成31年まで5,529人減少しています。年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向が続いています。

また、年齢3区分別人口割合も同様に15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少し、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移し、平成31年4月1日現在では、年少人口割合10.2%、生産年齢人口割合52.6%、高齢者人口割合37.2%となっています。

高齢者人口の増加に伴い、高齢者の社会参加促進や地域内で世代を超えた交流会など地域の交流を促進し、ともに支え、助けあう地域の福祉意識を高めていくことが重要です。

■年齢3区分別人口推移

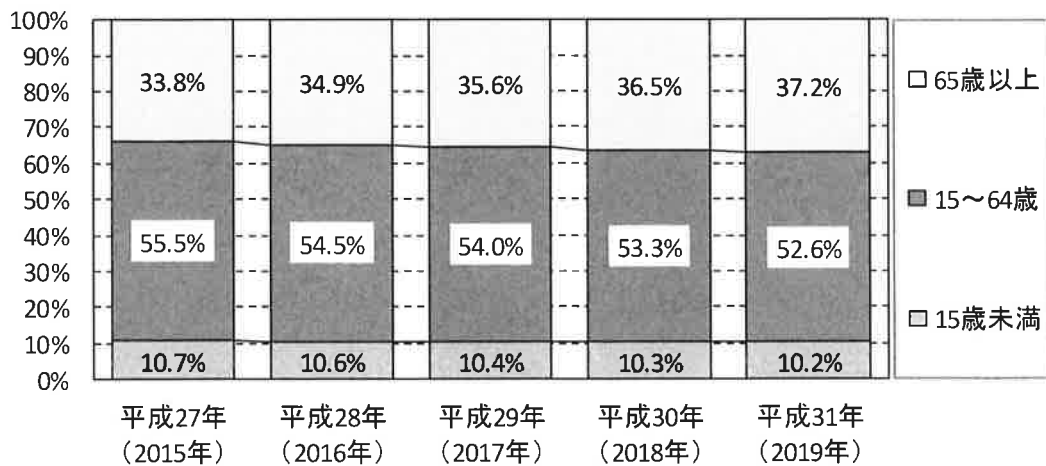


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

■年齢3区分別人口割合推移

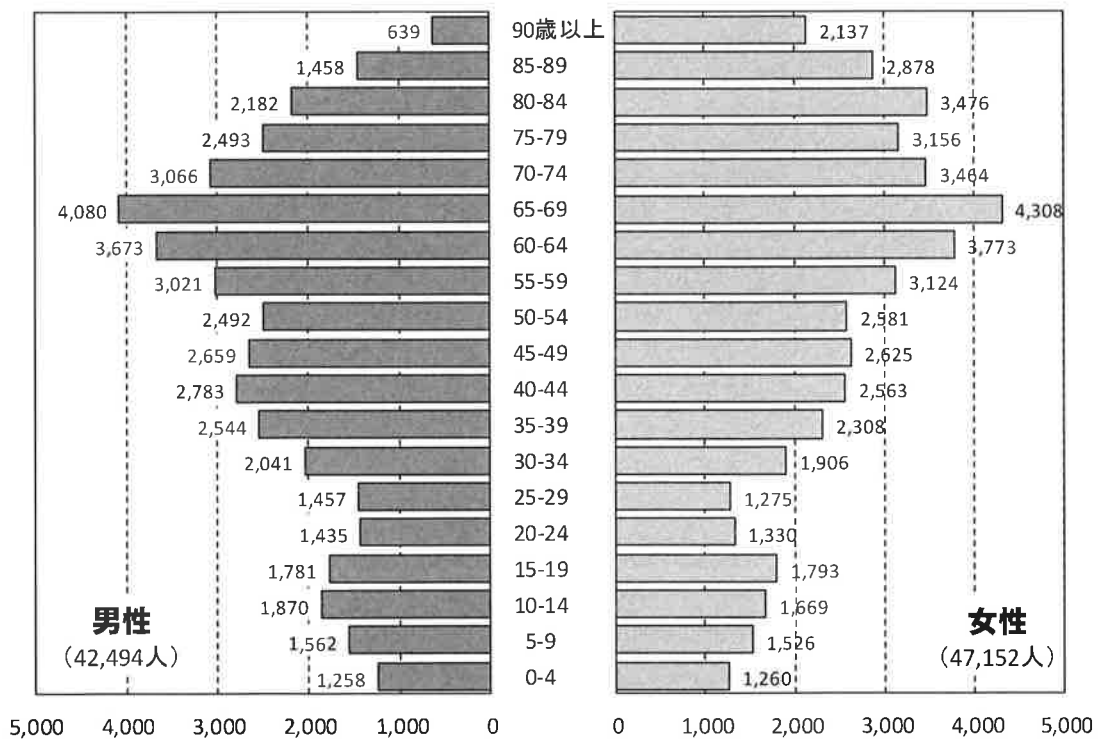


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口ピラミッド

平成31年4月1日時点での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される人口構成となっています。また、年齢構成が高齢化している様子がうかがえるとともに、男女ともに65～69歳の構成人員が最も多く、次に60～64歳の構成人員が多いことから、今後も高齢者数の増加が続くことが予測されます。

■人口ピラミッド（平成31年4月1日時点）



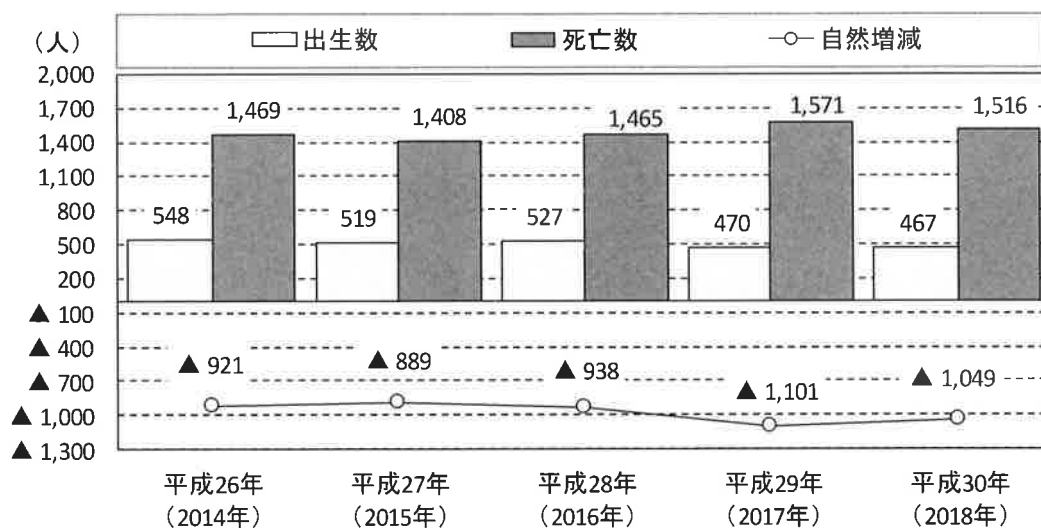
資料：住民基本台帳

(3) 自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、平成30年の自然増減は、1,049人の減となっています。

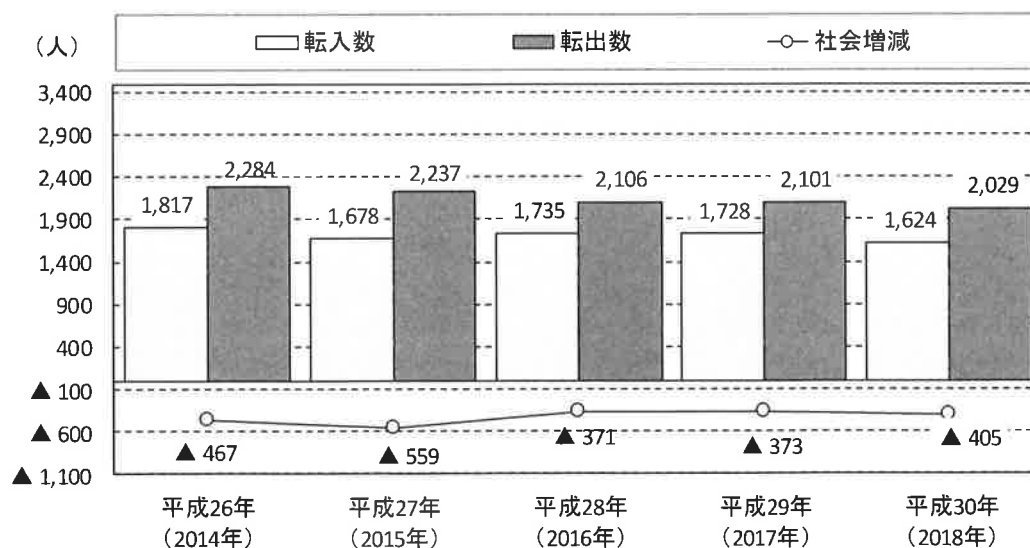
社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、常に転出数が転入数を上回っています。平成30年の社会増減は、405人の減となっています。

■自然動態



資料：秋田県年齢別人口流動調査

■社会動態



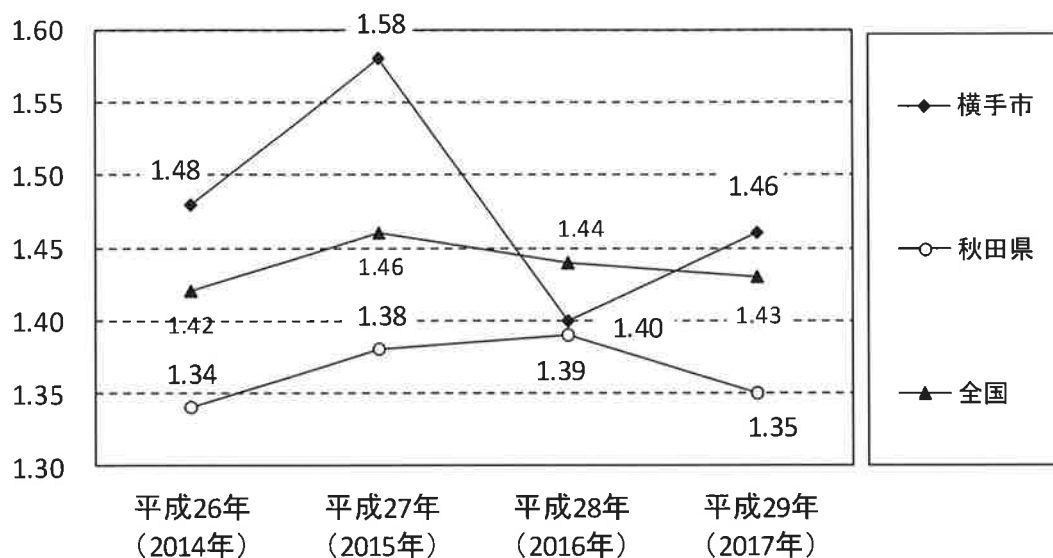
資料：秋田県年齢別人口流動調査

(4) 合計特殊出生率

当市の合計特殊出生率は、概ね全国や秋田県の値よりも高く推移しています。

今後は、男女問わず育児休業の取得を促進し、出産や育児に関する情報提供の充実や子育て世帯同士の交流など、地域全体で子ども・子育て世帯を見守る環境の整備を図り、安心して子どもを産み・育てられる地域づくりが求められます。

■合計特殊出生率



資料：平鹿地域振興局福祉環境部 業務概要

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したもの



(5) 世帯の状況

一般世帯数は、平成12年から平成27年まで推移を見ると、163世帯減少しています。

その内訳では、核家族世帯数、単独世帯数の増加傾向が見られ、一世帯当たりの人員も減少傾向で推移し、平成27年では2.9人となっています。

また、平成27年の父子世帯数は36世帯、母子世帯数は376世帯となっており、母子家庭は増加傾向にあります。

高齢者のいる世帯の状況では、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）は増加傾向で推移しているものの、その他の高齢者世帯は平成12年から平成27年にかけて減少しています。

高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加傾向で推移することが予想される中、地域住民と関係機関が連携し、高齢単身世帯などが孤立することのないよう、地域での見守り活動を推進していくことが重要です。

また、災害発生時など避難が困難な要配慮者の把握に努め、災害発生時の支援の充実を図ることが重要です。

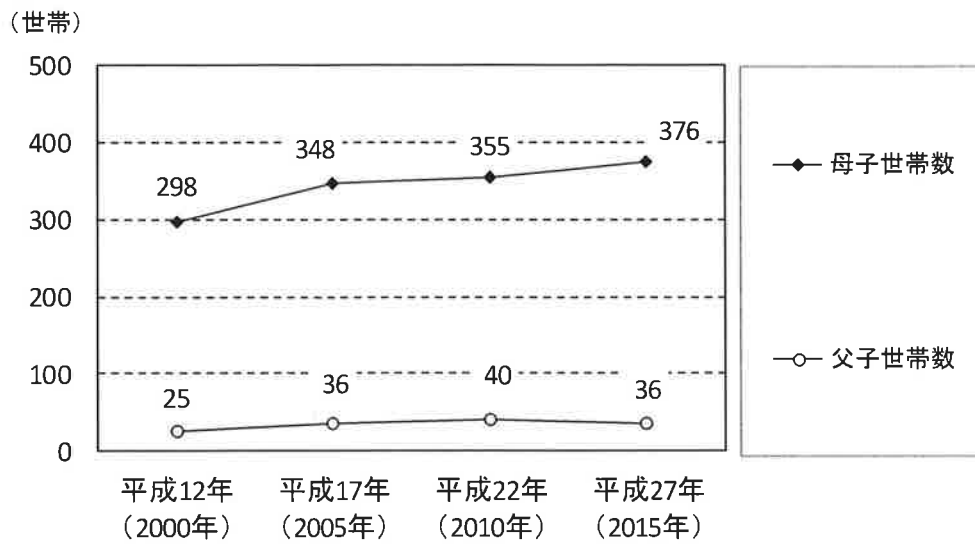
■世帯数

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯数	31,516	31,610	31,731	31,353
核家族世帯数 (対一般世帯数比)	14,091 44.7%	14,680 46.4%	14,959 47.1%	15,359 49.0%
その他の親族のみの世帯数 (対一般世帯数比)	12,886 40.9%	11,794 37.3%	10,610 33.4%	9,083 29.0%
非親族世帯数 (対一般世帯数比)	49 0.2%	55 0.2%	139 0.4%	191 0.6%
単独世帯数 (対一般世帯数比)	4,490 14.2%	5,081 16.1%	6,023 19.0%	6,720 21.4%
一般世帯人員	107,192	101,582	96,061	89,582
一世帯当たりの人員	3.4	3.2	3.0	2.9

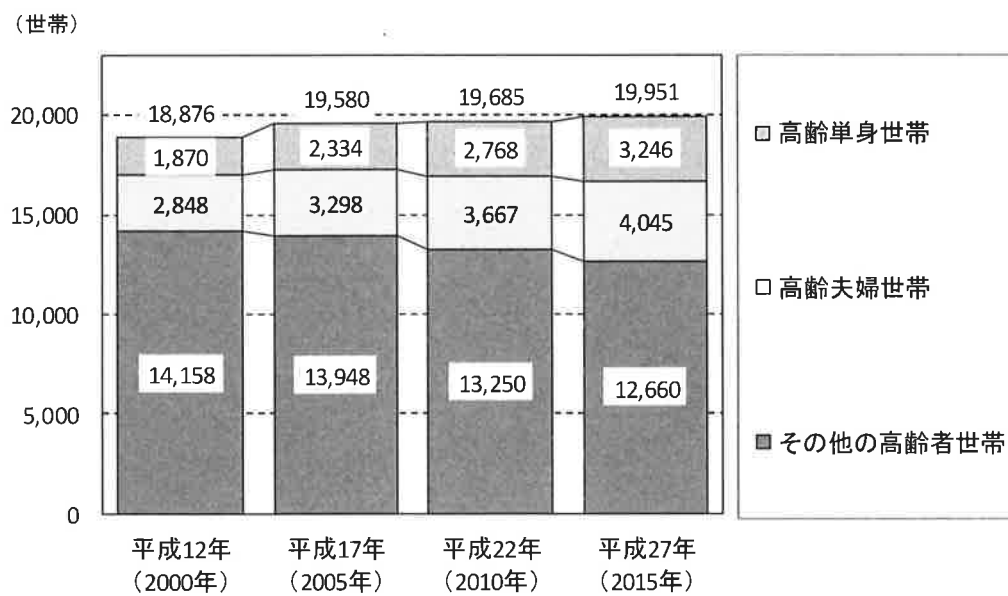
資料：国勢調査

◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

■母子・父子世帯の状況



■高齢者のいる世帯の状況



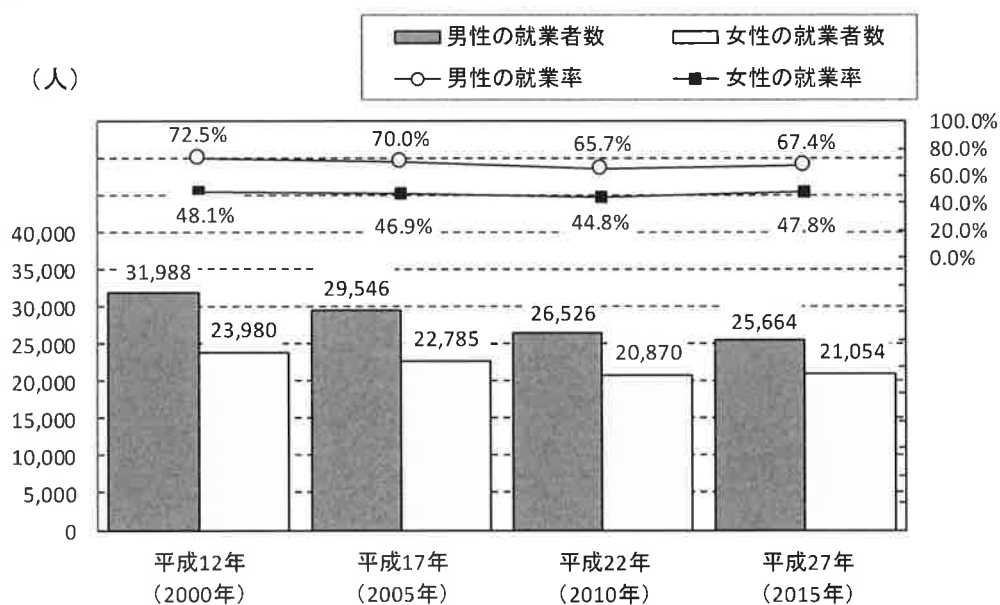
(6) 就業及び産業の状況

男女別就業状況は、男性の就業者数と女性の就業者数がともに減少傾向で推移しています。

男女ともに就業率は、平成22年から平成27年にかけて増加し、平成27年には男性は67.4%、女性は47.8%となっています。

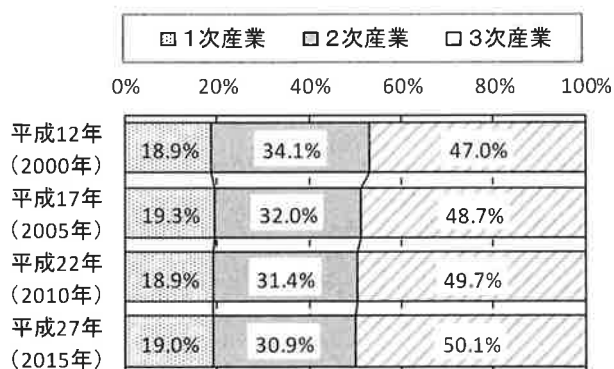
就業者の産業分類は、男女ともに流通やサービスといった第3次産業の増加が見られ、特に女性の就業者については平成27年には69.0%と7割近くが第3次産業となっています。

■男女別就業状況



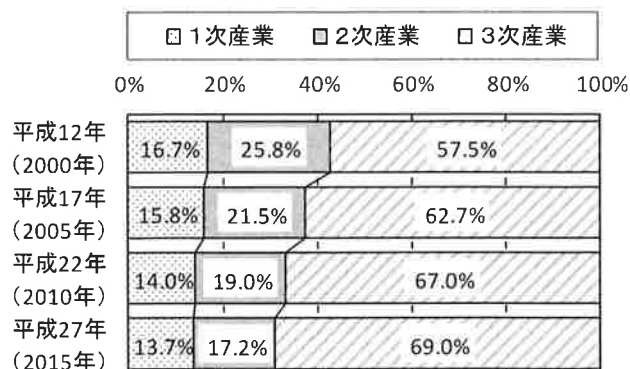
資料：国勢調査

■男女別産業分類（男性）



資料：国勢調査

■男女別産業分類（女性）

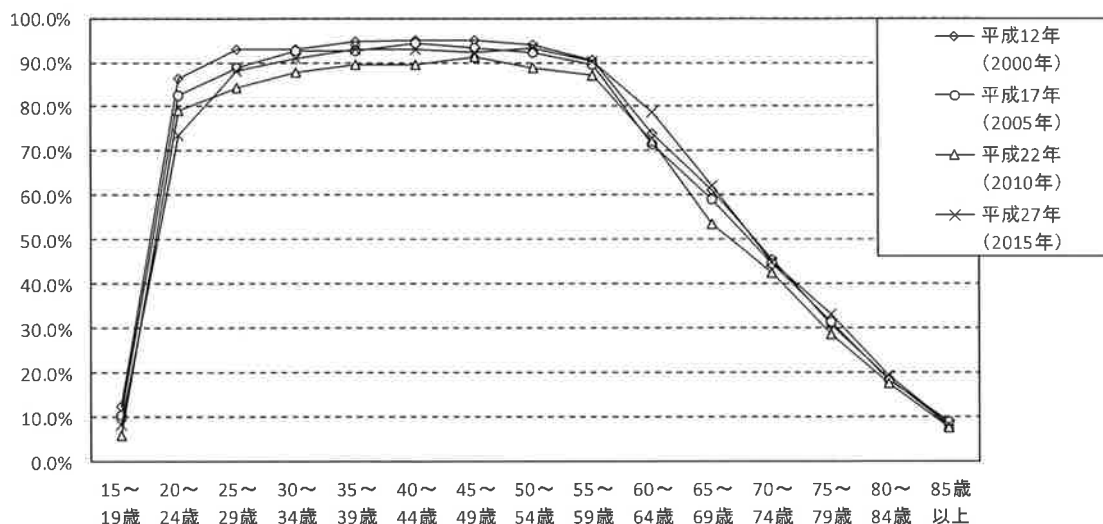


資料：国勢調査

◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

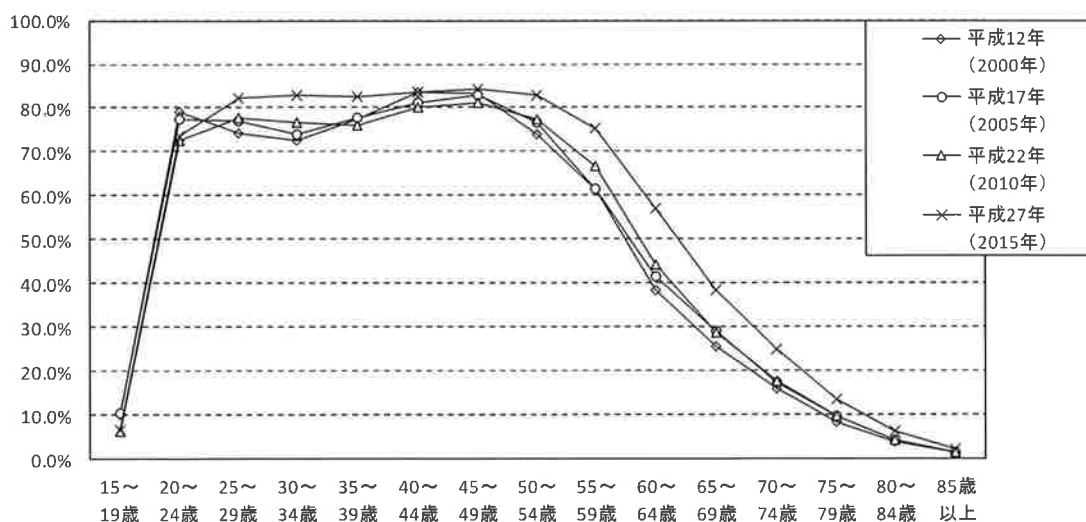
男女年齢別就業率は、女性の就業率が平成12年から平成17年まで20～24歳から35～39歳の間でM字型曲線を示しています。これは出産等によって就業率が落ち込む女性特有のものと考えられますが、平成27年では、25～29歳から35～39歳の就業率の上昇により、男性の年齢別就業率の示す曲線に近づいています。今後は、結婚・出産後も、継続して就労できる環境づくりと、子育て支援の充実を図り、子育て世帯が安心して就労できる環境整備が求められます。

■男女年齢別就業率（男性）



資料：国勢調査

■男女年齢別就業率（女性）



資料：国勢調査

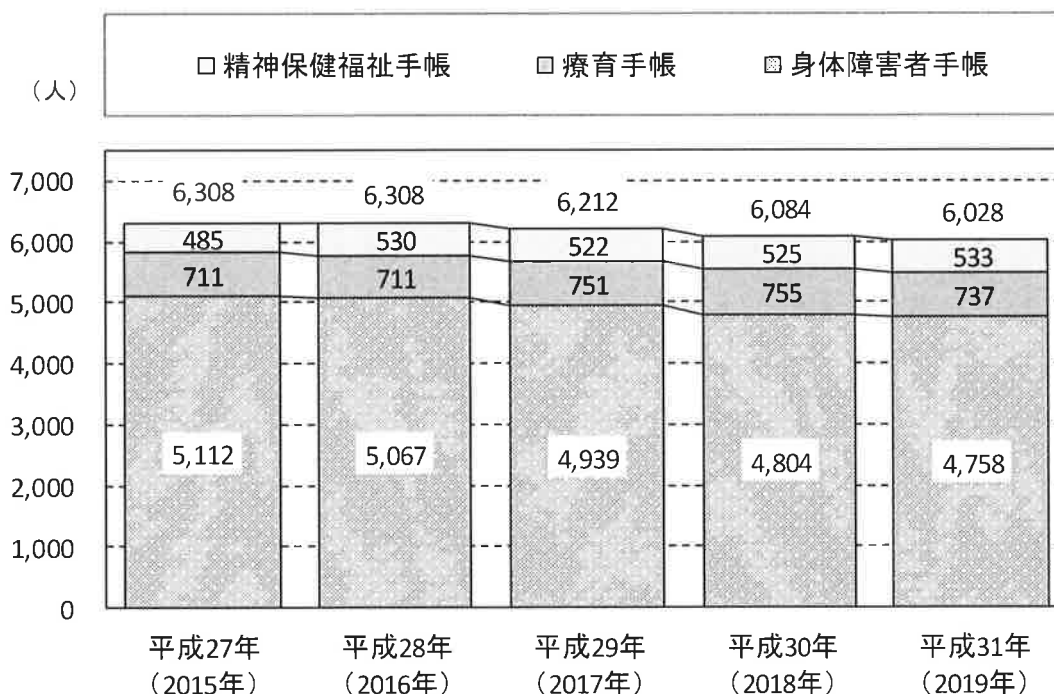
(7) 障がい者（手帳所持者）数の推移

障がい者（手帳所持者）数は、平成27年以降減少傾向で推移し、平成31年には、6,028人となっています。

障がい別では、精神保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者は平成27年以降、増加傾向にあり、身体障害者手帳所持者は平成27年以降減少傾向で推移しています。

障がい者を含め誰もが安心して暮らしていくためには、障がいと障がい者への正しい知識・理解を深め、認めあい、尊重することが重要です。福祉教育の充実やバリアフリー化の推進、障がい者の就労支援や成年後見制度の周知など安心して社会生活を送れる支援体制の整備が求められます。

■障がい者（手帳所持者）数の推移



資料：横手市福祉の概要（各年3月末日現在）

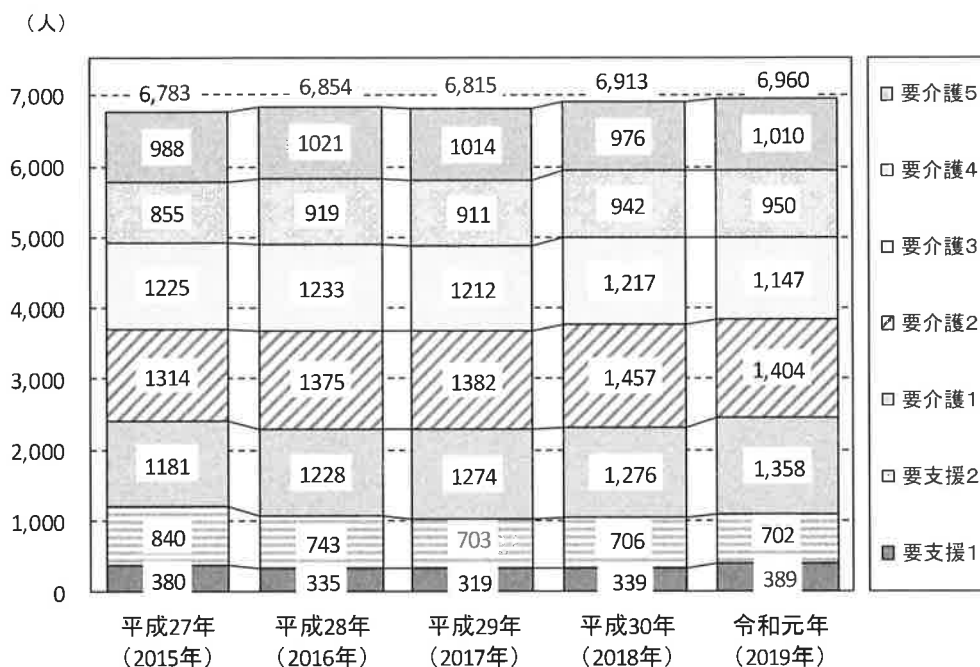


(8) 要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数の推移をみると、平成27年以降、増加傾向で推移し、令和元年では6,960人となっています。

今後も、要介護認定者の増加が見込まれることから、必要なサービスや情報を必要とする方に確実に届く体制づくりのため、相談体制の整備、保健・医療・福祉の各分野の団体が連携し、利用しやすいサービスの充実が求められます。

■要介護等認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）



(9) 生活保護の状況

生活保護の状況は、平成28年から平成30年では、被保護世帯数・被保護人員数は減少傾向で推移していますが、平成31年ではともに増加し、被保護世帯が616世帯、被保護人員が790人となっています。

生活困窮者の相談窓口の周知を図るとともに、支援体制の充実、多様な分野の団体と連携し、生活保護の受給に至る前に、生活の自立に向けた支援体制が求められます。

■生活保護世帯数等

(世帯 / 人 / %)

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
被保護世帯数	647	652	633	610	616
被保護人員数	872	869	837	788	790
保護率(パーミル)	9.2	9.3	9.1	8.8	9.0

※保護率は現住人口を基に算出

資料：横手市福祉の概要（各年3月末日現在）



2 就学の状況

(1) 小学校・中学校の状況

①小学校の状況

令和元年現在、小学校が17校、児童数は3,825人となっています。

平成27年から比較すると、学校数が2校、児童数は389人減少しています。

■小学校数、学級数、教員数、児童数 (校 / クラス / 人)

区分	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
学校数	19	17	17	17	17
学級数	204	199	203	198	199
教員数(本務者)	320	309	310	304	302
児童数	4,214	4,151	4,036	3,953	3,825

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

②中学校の状況

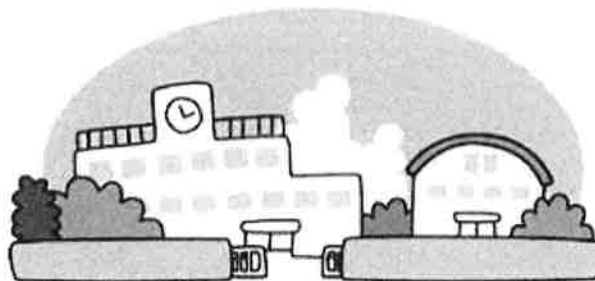
令和元年現在、中学校が7校、生徒数は2,205人となっています。

平成27年から比較すると、学校数が1校、生徒数は188人減少しています。

■中学校数、学級数、教員数、生徒数 (校 / クラス / 人)

区分	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
学校数	8	8	8	7	7
学級数	101	98	97	93	94
教員数(本務者)	192	188	193	187	187
生徒数	2,393	2,275	2,228	2,192	2,205

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）



(2) 特別支援学校・学級の状況

①特別支援学校の状況

令和元年現在、特別支援学校に通学している児童・生徒は97人となっています。
平成27年から比較すると、22人の増加となっています。

■横手支援学校・大曲支援学校の横手市児童・生徒数 (人)

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
小学部	20	20	20	21	21
中学部	25	21	21	27	29
高等部	30	49	43	45	47
児童・生徒数(合計)	75	90	84	93	97

(各年5月1日現在)

②特別支援学級数(小学校)の状況

令和元年現在、横手市の小学校には48の特別支援学級があり、児童数は117人となっています。

平成27年から比較すると、学級数が16クラス、児童数は39人増加しています。

■小学校特別支援学級数・児童数 (クラス / 人)

区分	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
学級数	32	37	41	41	48
児童数	78	90	92	104	117

資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

③特別支援学級数(中学校)の状況

令和元年現在、横手市の中学校には14の特別支援学級があり、生徒数は45人となっています。

平成27年から比較すると、学級数が3クラス減少し、生徒数は3人増加しています。

■中学校特別支援学級数・生徒数 (クラス / 人)

区分	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
学級数	17	19	18	14	14
生徒数	42	46	48	44	45

資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

3 地域資源の状況

(1) 民生委員・児童委員の状況

①地区別民生委員・児童委員の状況

横手市で活動している民生委員・児童委員は314人（うち主任児童委員が32名）となっており、地区別の人数は下記のようになっています。

■地区別、民生委員・児童委員数

(人)

地区	南	北	朝倉	旭	栄	境町	黒川	金沢
民生委員・児童委員数	27	15	14	14	15	7	7	9
(うち主任児童委員)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
地区	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
民生委員・児童委員数	29	43	32	27	44	15	16	314
(うち主任児童委員)	(2)	(3)	(2)	(2)	(3)	(2)	(2)	(32)

②民生委員・児童委員への相談状況

民生委員・児童委員に対する、分野別の相談状況は、高齢者に関するものが、各年通して最も多くなっています。

■分野別相談状況

(件)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
高齢者に関すること	4,012	3,284	2,743	2,585
子どもに関すること	1,446	1,386	1,100	1,322
障がい者に関すること	259	253	352	243
その他	1,714	1,688	1,420	1,272
合計	7,431	6,611	5,615	5,422

(2) 福祉協力員の状況

①福祉協力員の役割

社会福祉協議会が委嘱する福祉協力員の役割は次のとおりです。なお、各地区の福祉協力員で組織される福祉協力員会では、高齢者世帯を対象とした交流活動や友愛訪問活動、地域や学校などが行う福祉活動の支援などを行っています。

- (1) 支援を必要とする人や地域の福祉問題の発見
- (2) 発見した福祉問題の相談・連絡と解決に向けた支援
- (3) 地域への福祉に関する情報の提供
- (4) 社会福祉協議会会員募集と共同募金運動への協力
- (5) その他地域福祉の増進に必要な事項

②地区別福祉協力員の状況

横手市の福祉協力員は、871人が活動しており、地区別の人数は下記のようになっています。

■地区別福祉協力員数

(人)

地区	横手南	横手北	横手朝倉	横手旭	横手栄	横手境町	横手黒川	横手金沢
福祉協力員数	75	33	42	48	50	29	19	21
地区	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
福祉協力員数	52	120	71	90	115	54	52	871

平成31年3月末日現在



◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

(3) 地域団体の状況

平成31年3月31日時点で、市内で活動するボランティア団体は69団体、NPO法人が21法人となっています。また、ボランティア団体への所属人数は7,907人となっています。

■地域団体の状況

NPO法人数	21
ボランティア団体数	69
ボランティア団体所属人員(人)	7,907
個人ボランティア数	23

①ボランティア団体の状況

●参加者や目的による区分

女性のボランティア活動が最も多くなっており、男性や働き盛り世代の活動が少ない状況です。

ボランティアを主目的にしている団体が多くを占めています。

■ボランティア団体の区分・目的

区別	補足説明	ボランティア活動が団体の主目的か		
		主目的	それ以外	合計
JRC及び学生ボランティア	小、中、高のJRC及び学生ボランティア	1	1	2
女性ボランティア		3	4	7
高齢者ボランティア	年齢がおおよそ60歳以上(老人クラブ含む)		4	4
日赤奉仕団			1	1
点訳ボランティア		1		1
朗読ボランティア		5		5
手話ボランティア		3	1	4
住民参加型 在宅福祉サービス実施団体	低額の利用料等、何らかの対価の伴うもの	1		1
精神保健福祉ボランティア		1		1
特定非営利活動法人(NPO法人)		1		1
その他	上記に含まれないボランティア活動を目的に結成された団体及びボランティア活動を主目的としていない団体	39	3	42
合 計		55	14	69

●活動内容による区分

高齢者福祉や障がい児・者福祉の活動団体が多くなっています。

また、地域活動も多く、団体本来の活動内容と合わせ、地域の活動を行っている団体も多く見られます。

■ボランティア種別ごとの団体数（複数回答あり）

種別	活動内容	団体数
高齢者福祉	①家事援助 ②身の回りの介助 ③外出介助 ④食事サービス ⑤入浴サービス ⑥相談・話し相手 ⑦訪問活動 ⑧交流活動 ⑨住居維持 ⑩制作活動 ⑪趣味活動の指導 ⑫上演・演奏活動 ⑬施設での理容・美容等の活動 ⑭スポーツ・レクリエーションの指導	65
障がい児・者福祉	①家事援助 ②身の回りの介助 ③外出介助 ④食事サービス ⑤入浴サービス ⑥相談・話し相手 ⑦訪問活動 ⑧交流活動 ⑨住居維持 ⑩制作活動 ⑪趣味活動の指導 ⑫上演・演奏活動 ⑬施設での理容・美容等の活動 ⑭スポーツ・レクリエーションの指導 ⑮手話・朗読・点訳	41
子ども・青少年福祉	①児童健全育成 ②乳幼児の世話 ③創作活動 ④趣味活動の指導 ⑤上演・演奏活動 ⑥スポーツ・レクリエーションの指導	21
社会教育施設での活動	社会教育施設(図書館等)での活動	5
文芸伝承活動	①伝承・保存・指導 ②案内・説明	8
環境に関する活動	①美化 ②環境保全 ③自然保護 ④リサイクル活動	4
地域活動	①交通安全・防犯 ②防災・災害援助 ③各種行事の手伝い ④地域活性化	46
除雪	①高齢者住宅などの周辺及び道路の雪よせ ②高齢者住宅などでの 屋根の雪下ろし	7
その他の活動	①小破修理 ②収集 ③募金・寄付活動 ④ドナー活動の協力 ⑤病院内活動等 ⑥その他	9



◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

②老人クラブの状況

当市の老人クラブ数、加入者数は減少傾向で推移しています。

当市の高齢者人口は増加していますが、老人クラブの減少は、リーダーなど人材不足と、高齢者の地域離れが進んでいることが考えられます。

■老人クラブ数・加入者数

(クラブ数 / 人)

	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)
老人クラブ数	159	151	150	140
加入者数	5,815	5,369	5,219	4,714

③シルバー人材センターの状況

シルバー人材センターの登録者数は僅かに減少傾向で推移しています。

就労は、生きがいを得ることにつながることから、シルバー人材センターの利用促進も重要と考えられます。

また、男女別での登録者数を見ると、男性が7割以上となっています。

■シルバー人材センター登録者数

(人)

	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)
男性登録者数	721	708	725	713
女性登録者数	301	294	306	294
合計	1,022	1,002	1,031	1,007



4 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、市民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

①調査対象

対 象	抽出数	抽出条件
横手市民	2,100 件	令和元年6月1日現在、横手市に住む20歳以上の市民を対象に、年代男女、居住地区を考慮したうえ、無作為抽出法により抽出した。

②調査方法

郵送による配布・回収

③配布・回収数

配布数	回収数 【回収率】	無効回答	有効回答 【有効回答率】
2,100 件	1,025 件 【48.8%】	1 件	1,024 件 【48.8%】



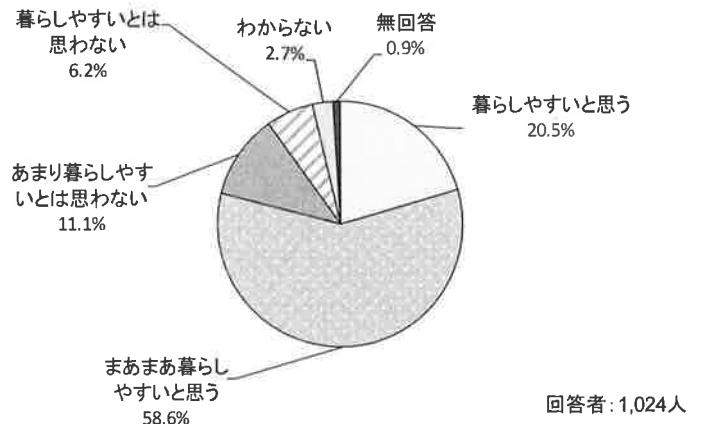
(2) 調査結果（一部抜粋）

※以下に記載のグラフは小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合があります。また複数回答を求めている回答項目については、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答比率の合計は100%を超える場合があります。

①暮らしやすいまちか

横手市は暮らしやすいまちかでは、「まあまあ暮らしやすいと思う」が58.6%で最も多く、「暮らしやすいと思う」(20.5%)を合わせると、79.1%が暮らしやすいと思うと回答しています。

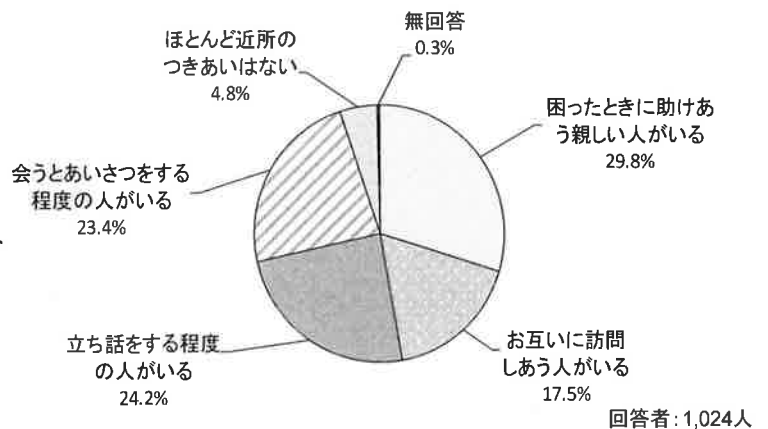
また、「あまり暮らしやすいとは思わない」(11.1%)、「暮らしやすいとは思わない」(6.2%)を合わせると、17.3%が暮らしやすいとは思わないと回答しています。



②近所の人との交流やつきあい

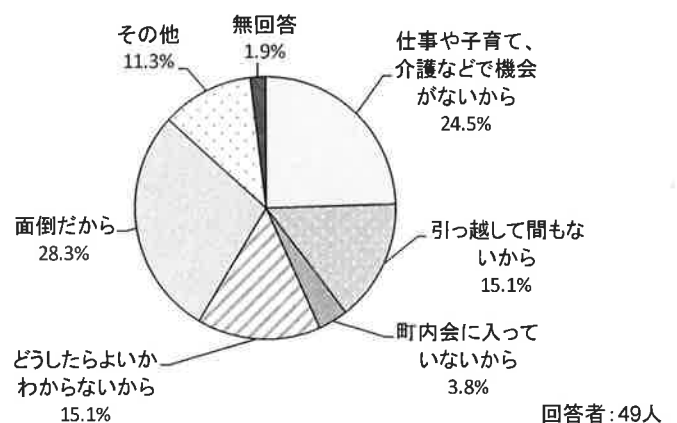
近所の人との交流やつきあいは、「困ったときに助けあう親しい人がいる」が29.8%で最も多く、次いで「立ち話をする程度の人がある」(24.2%)、「会うとあいさつをする程度の人がある」(23.4%)、「お互いに訪問しあう人がいる」(17.5%)となっています。

また、「ほとんど近所のつきあいはない」という回答も4.8%ありました。



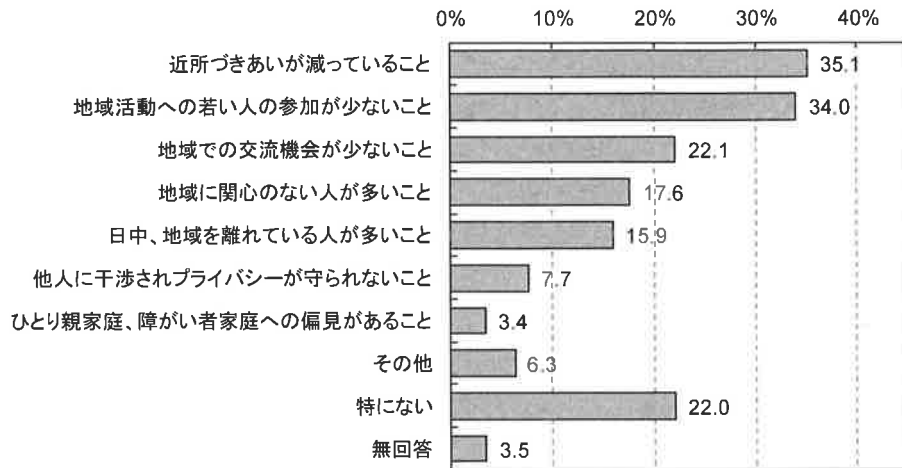
③近所づきあいがない理由

近所のつきあいがない理由をたずねると、「面倒だから」が28.3%、「仕事や子育て、介護などで機会がないから」が24.5%と多くを占めています。



④地域の中で問題と思うもの

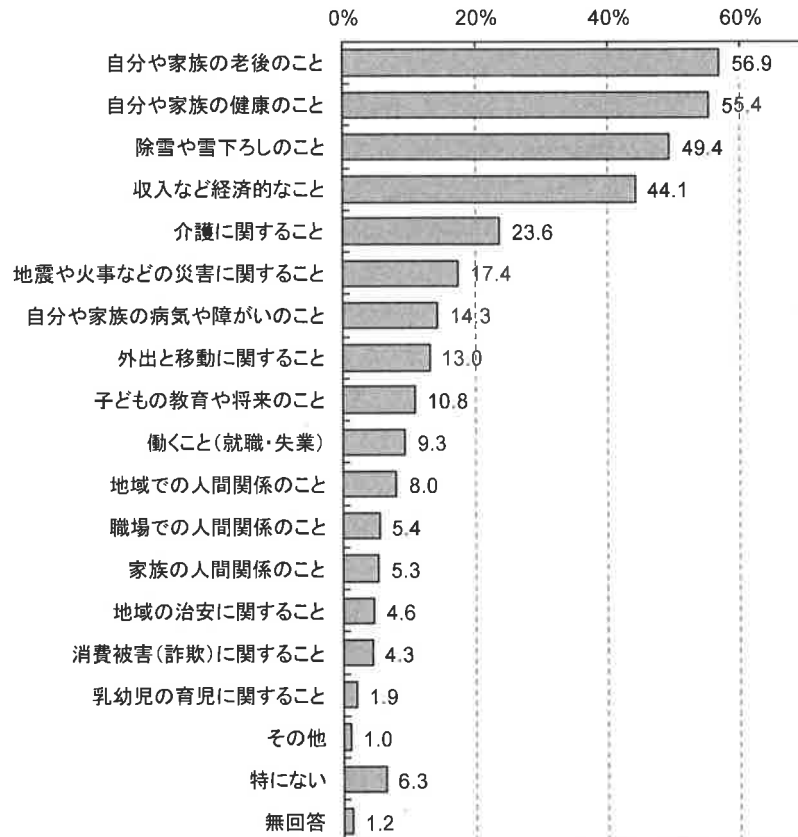
地域の中で問題と思うものは、「近所づきあいが減っていること」が35.1%で最も多く、次いで「地域活動への若い人の参加が少ないこと」(34.0%)、「地域での交流機会が少ないこと」(22.1%)と続いています。



回答者: 1,024人

⑤日常生活で不安に思っていること

日常生活で不安に思っていることは、「自分や家族の老後のこと」が56.9%で最も多く、次いで「自分や家族の健康のこと」(55.4%)、「除雪や雪下ろしのこと」(49.4%)、「収入など経済的なこと」(44.1%)、「介護に関すること」(23.6%)と続いています。

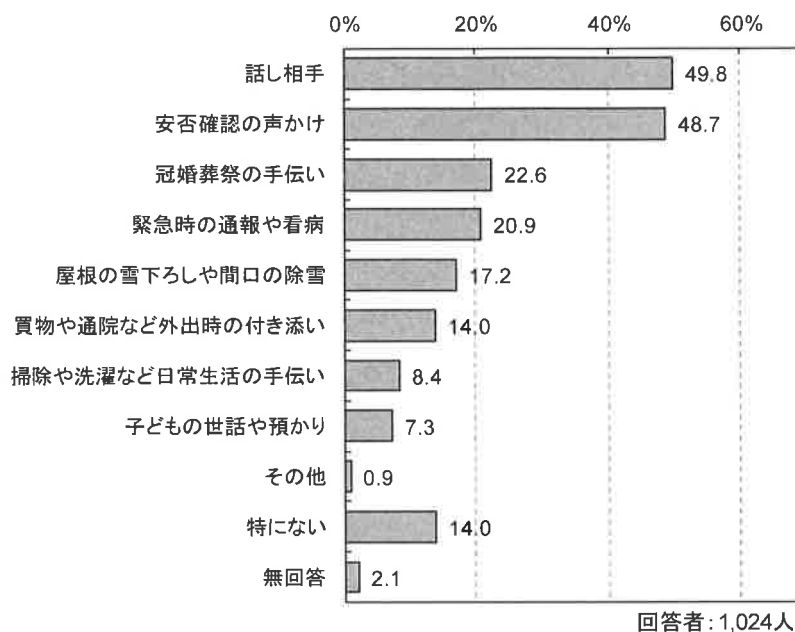


回答者: 1,024人

◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

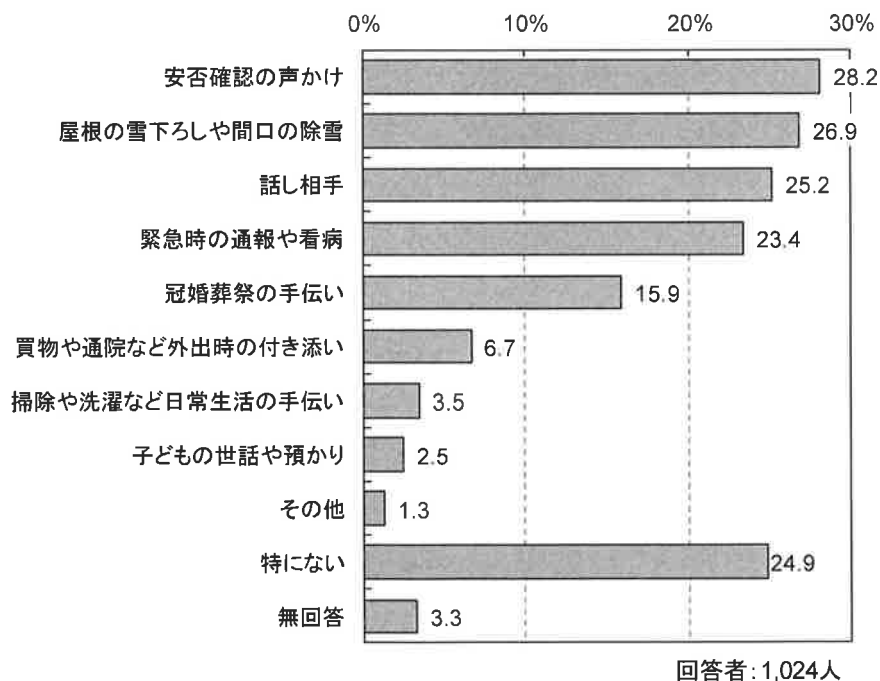
⑥近所の人困っている時にできること

近所の人困っている時にできることは、「話し相手」が49.8%で最も多く、次いで「安否確認の声かけ」(48.7%)、「冠婚葬祭の手伝い」(22.6%)、「緊急時の通報や看病」(20.9%)、「屋根の雪下ろしや間口の除雪」(17.2%)と続いています。



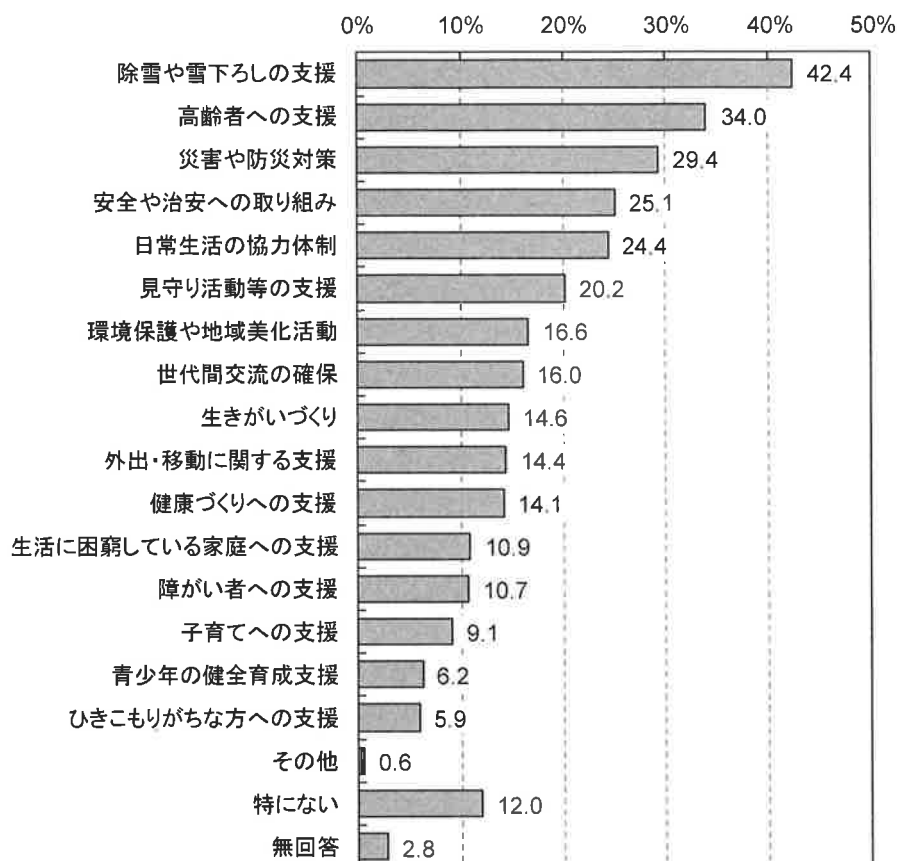
⑦困っているときに近所の人にしてもらいたいこと

困っているときに、近所の人にしてもらいたいことは、「安否確認の声かけ」が28.2%で最も多く、次いで「屋根の雪下ろしや間口の除雪」(26.9%)、「話し相手」(25.2%)と続いています。また、「特にない」という回答も2割以上ありました。



⑧地域の役割に期待すること

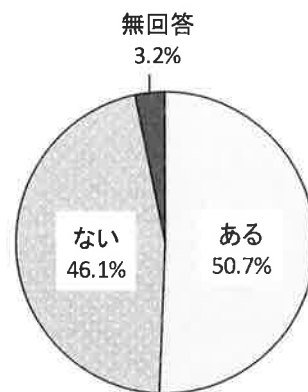
地域の役割や地域間の関係に期待することは、「除雪や雪下ろしの支援」が42.4%で最も多く、次いで「高齢者への支援」(34.0%)、「災害や防災対策」(29.4%)、「安全や治安への取り組み」(25.1%)、「日常生活の協力体制」(24.4%)と続いています。



回答者: 1,024人

⑨地域に支えられたと感じたことがあるか

地域に支えられたと感じたことがあるかは、50.7%が「ある」、46.1%が「ない」と回答しており、「ある」という回答の方が多くなっています。

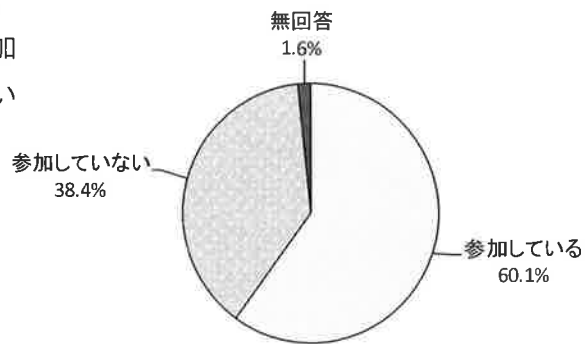


回答者: 1,024人

◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

⑩地域活動に参加しているか

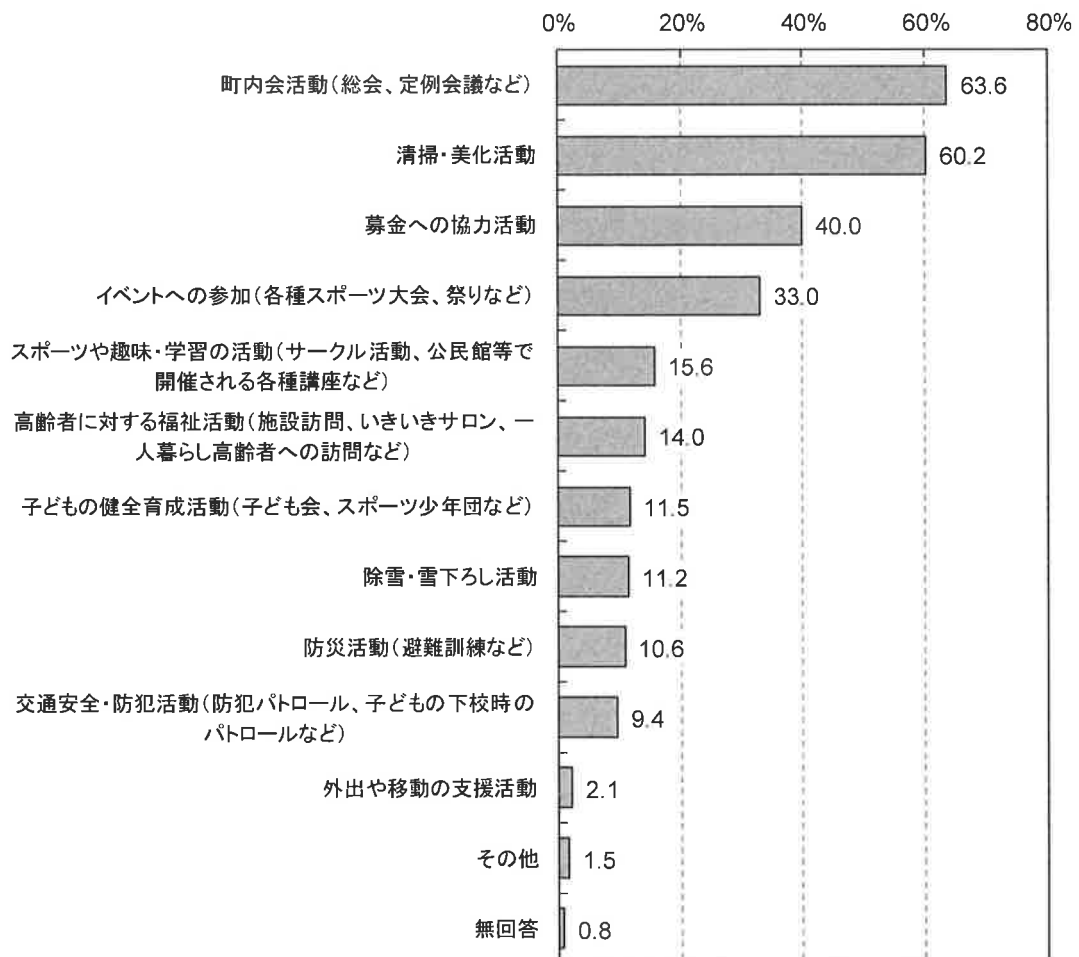
地域での活動に参加しているかは、60.1%が「参加している」、38.4%が「参加していない」と回答しており、参加している人が上回っています。



回答者：1,024人

⑪参加している地域活動

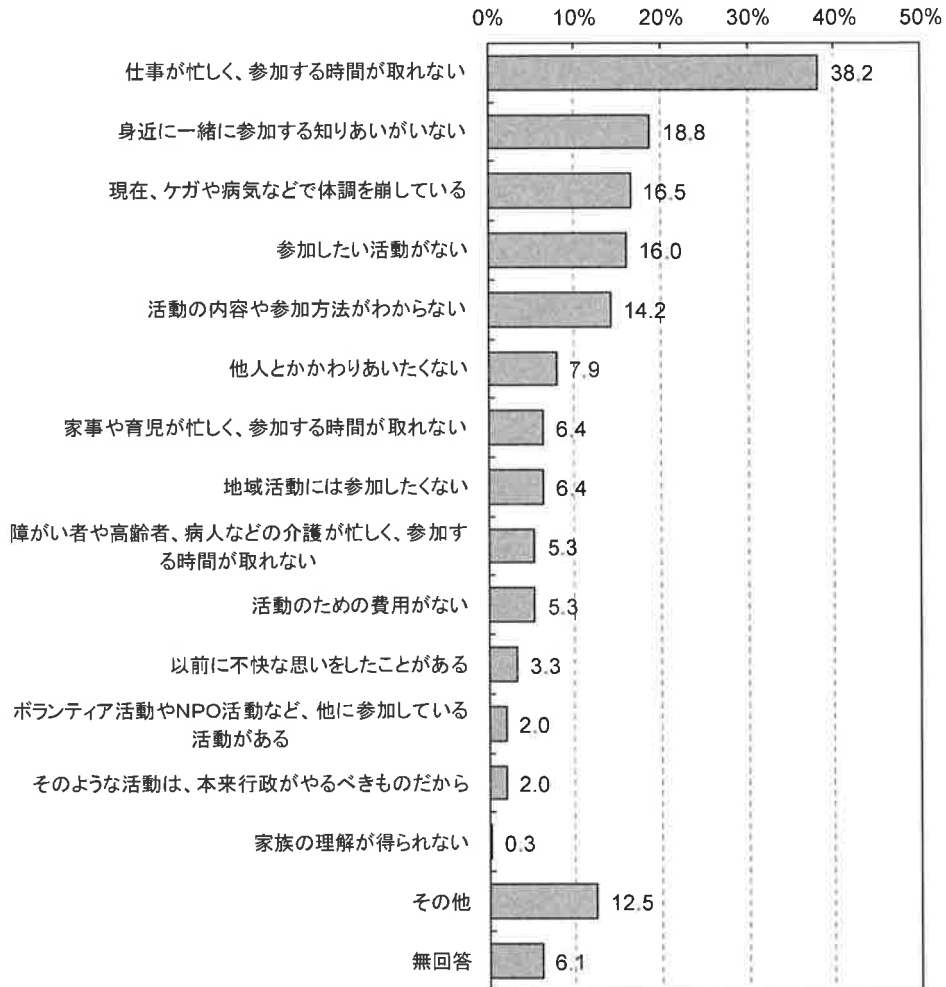
参加している地域活動をたずねると、「町内会活動（総会、定例会議など）」が63.6%で最も多く、次いで「清掃・美化活動」（60.2%）、「募金への協力活動」（40.0%）と続いています。



回答者：615人

⑫地域活動に参加していない理由

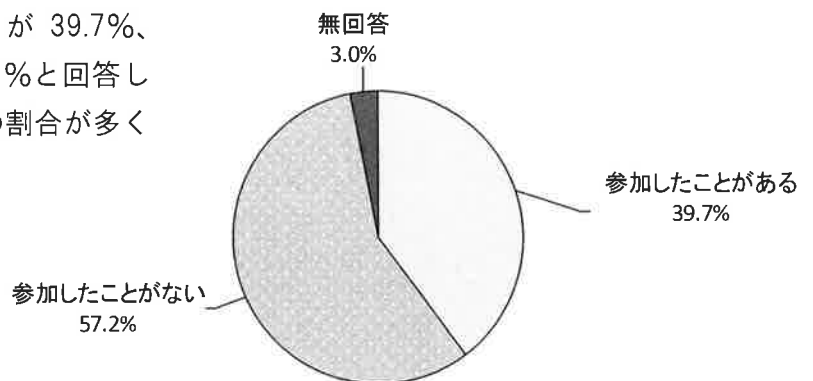
地域活動に参加していない理由をたずねると、「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が38.2%で最も多く、次いで「身近に一緒に参加する知りあいがいない」(18.8%)、「現在、ケガや病気などで体調を崩している」(16.5%)と続いています。



回答者: 393人

⑬ボランティア活動に参加したことがあるか

ボランティア活動に参加したことがあるかでは、「参加したことがある」が39.7%、「参加したことがない」が57.2%と回答しており、参加したことがない人の割合が多くなっています。

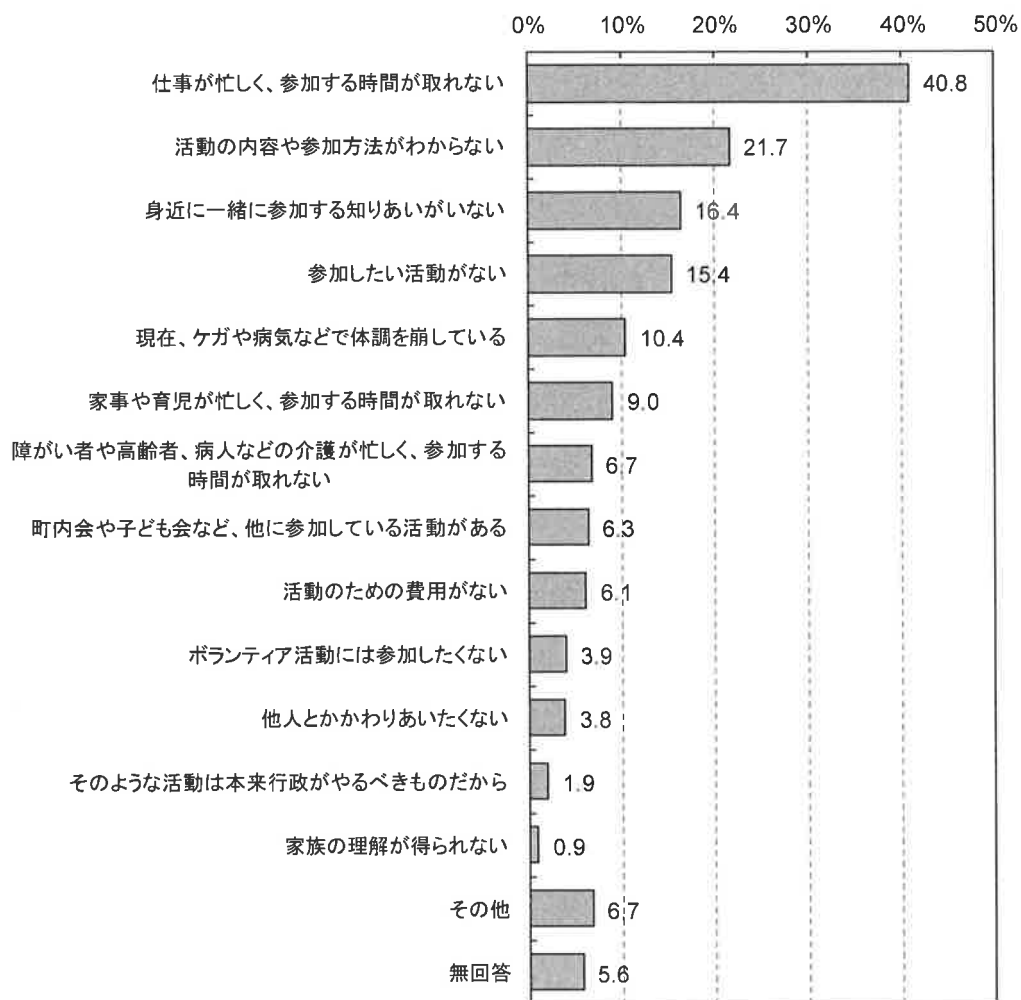


回答者: 1,024人

◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

⑭ボランティア活動に参加したことがない理由

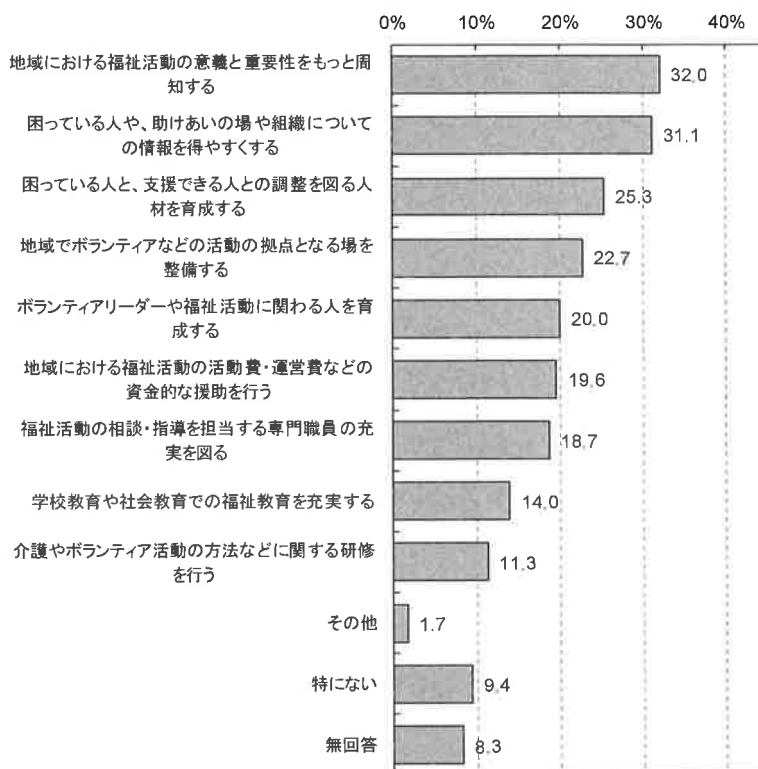
ボランティア活動に参加したことがない理由をたずねると、「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が40.8%で最も多く、次いで「活動の内容や参加方法がわからない」(21.7%)、「身近に一緒に参加する知りあいがいない」(16.4%)、「参加したい活動がない」(15.4%)と続いています。



回答者:586人

⑮地域の助けあい活動を活発にするために重要なこと

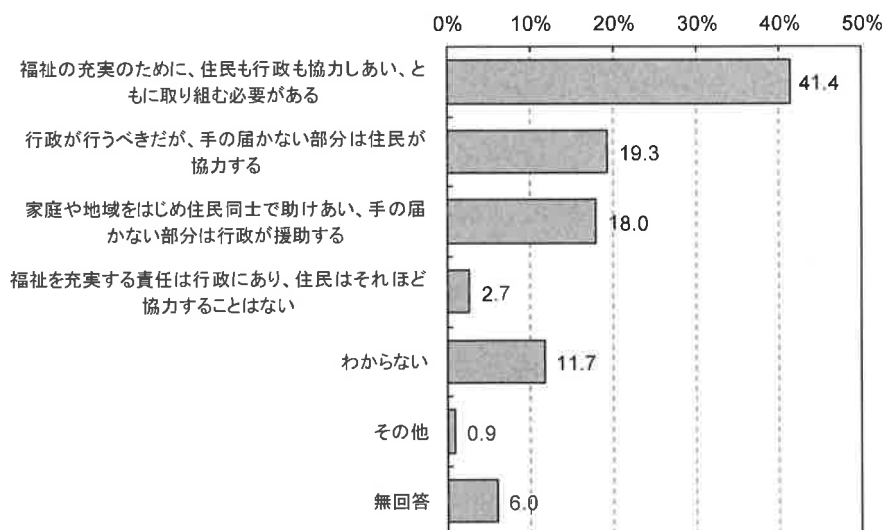
地域の助けあい活動を活発にするために重要なことは、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する」が32.0%と最も多く、次いで「困っている人や、助けあいの場や組織についての情報を得やすくする」(31.1%)、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」(25.3%)と続いています。



回答者: 1,024人

⑯福祉活動を充実させていくうえで望ましい住民と行政の関係

福祉活動を充実させていくうえで、望ましい住民と行政の関係は、「福祉の充実のために、住民も行政も協力しあい、ともに取り組む必要がある」が41.4%で最も多く、次いで、「行政が行うべきだが、手の届かない部分は住民が協力する」(19.3%)、「家庭や地域をはじめ住民同士で助けあい、手の届かない部分は行政が援助する」(18.0%)となっています。



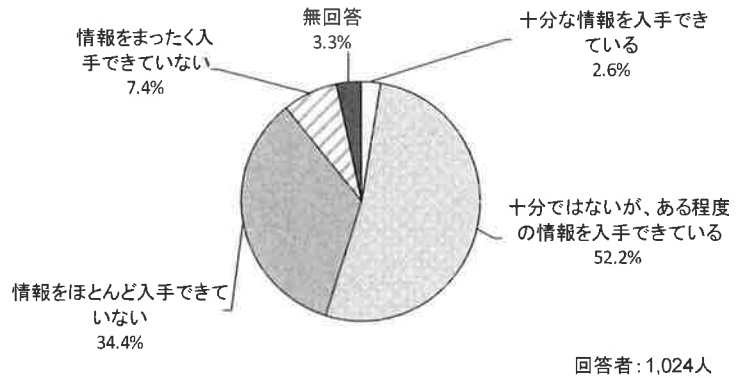
回答者: 1,024人

◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

⑰福祉に関する情報を十分に得られているか

福祉に関する情報を十分に得られているかでは、「十分ではないが、ある程度の情報を入手できている」が52.2%で最も多く、「十分な情報を入手できている」(2.6%)と合わせると、54.8%が情報を入手できていると回答しています。

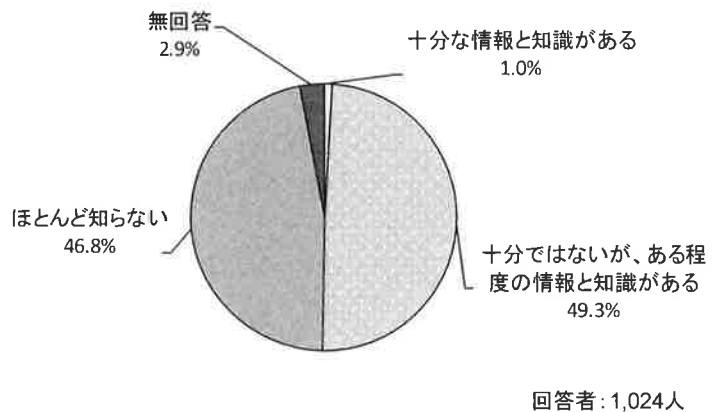
また、「情報をほとんど入手できていない」(34.4%)、「情報をまったく入手できていない」(7.4%)を合わせると41.8%が情報を入手できていないと回答しています。



⑱市の福祉サービスについてどの程度知っているか

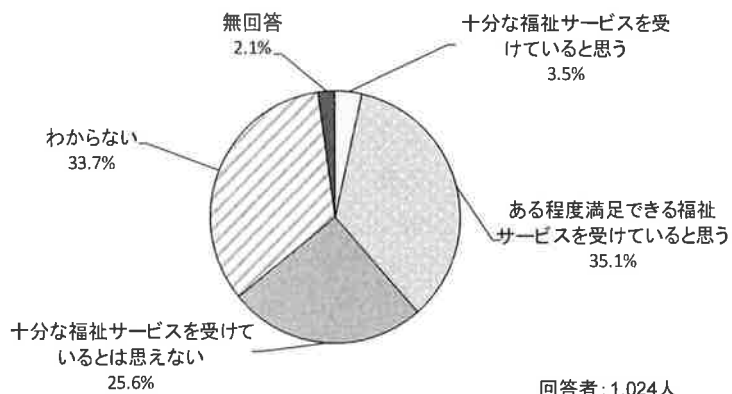
横手市の福祉サービスや福祉施設などについてどの程度知っているかでは、「十分ではないが、ある程度の情報と知識がある」が49.3%で最も多く、「十分な情報と知識がある」(1.0%)と合わせると、50.3%が情報と知識があると回答しています。

また、「ほとんど知らない」は46.8%となっています。



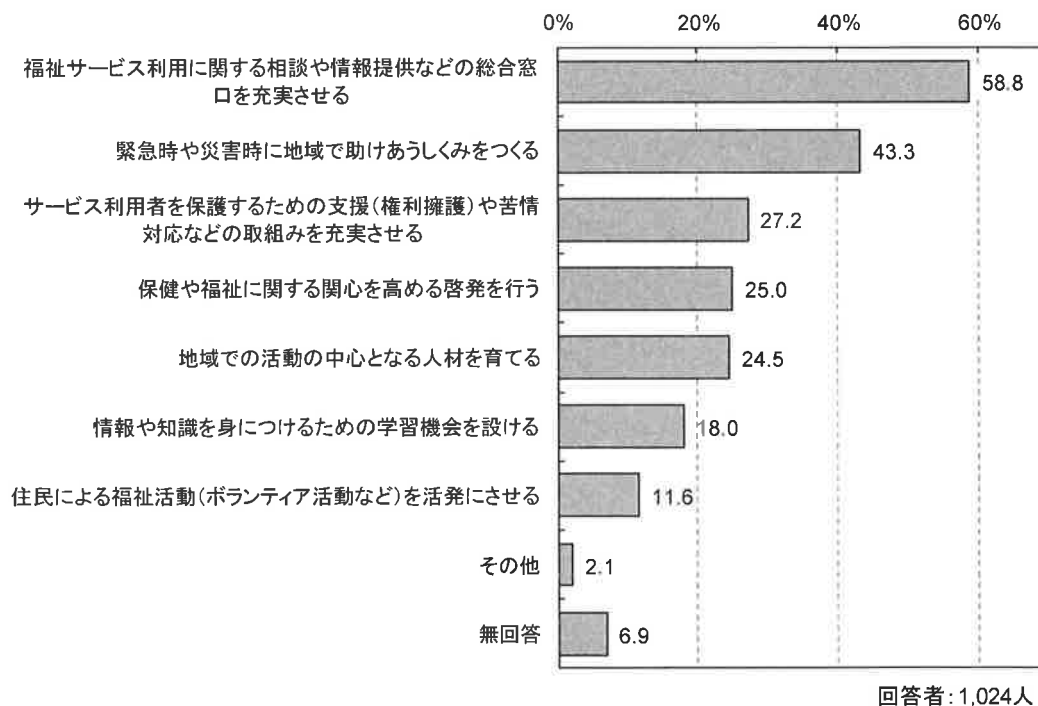
⑱日常生活に支援が必要な人が、十分なサービスを受けているか

日常生活に支援が必要な人が、十分なサービスを受けられているかでは、「十分な福祉サービスを受けていると思う」が3.5%、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」が35.1%と3割以上が受けていると回答しているものの、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」も25.6%ありました。



⑳福祉サービスを充実させるために必要なもの

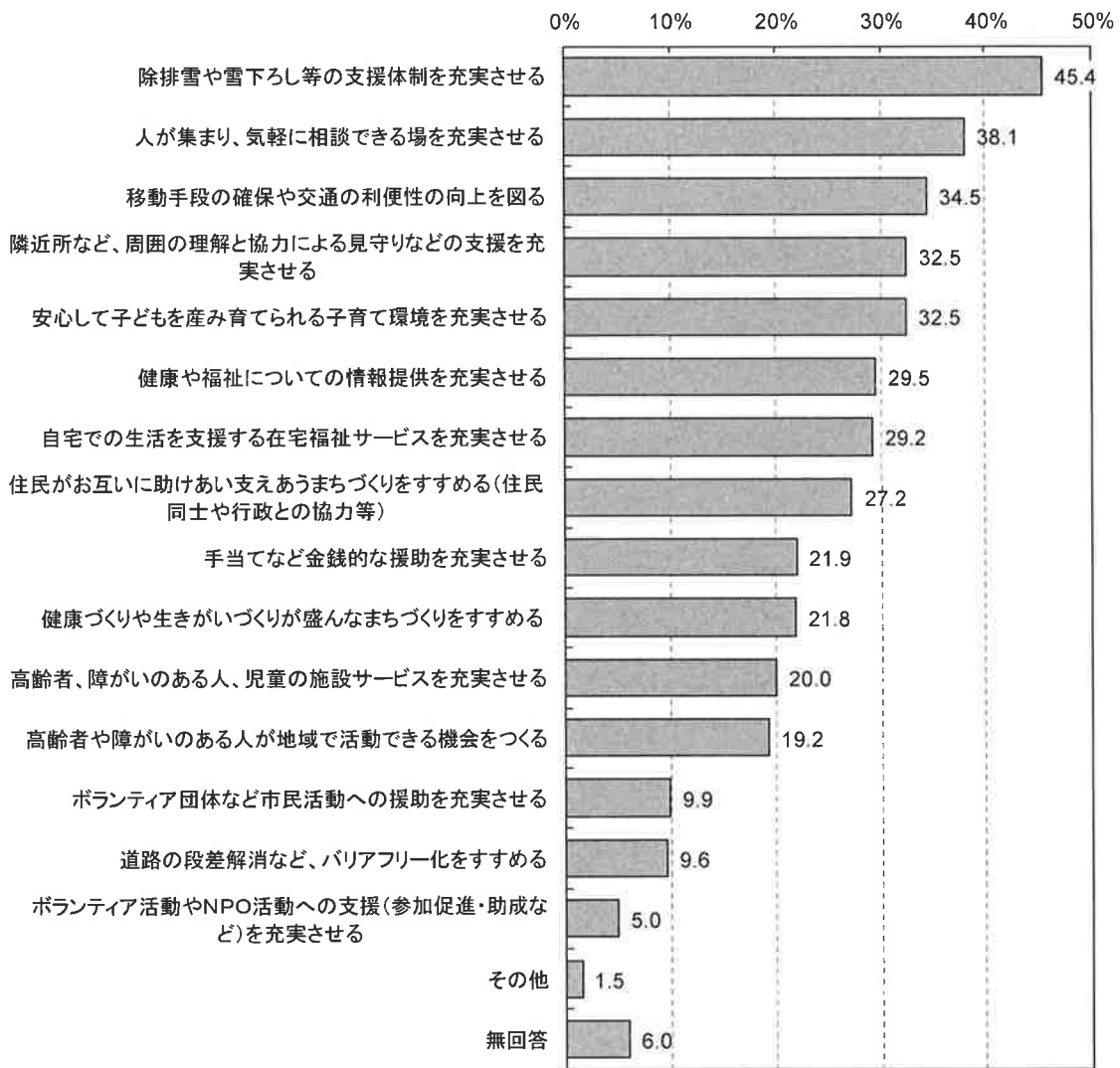
福祉サービスを充実させるために必要なものは、「福祉サービス利用に関する相談や情報提供などの総合窓口を充実させる」が58.8%で最も多く、次いで「緊急時や災害時に地域で助けあうしくみをつくる」(43.3%)、「サービス利用者を保護するための支援(権利擁護)や苦情対応などの取組みを充実させる」(27.2%)、「保健や福祉に関する関心を高める啓発を行う」(25.0%)と続いています。



◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

②市の福祉施策の充実のために重要な取り組み

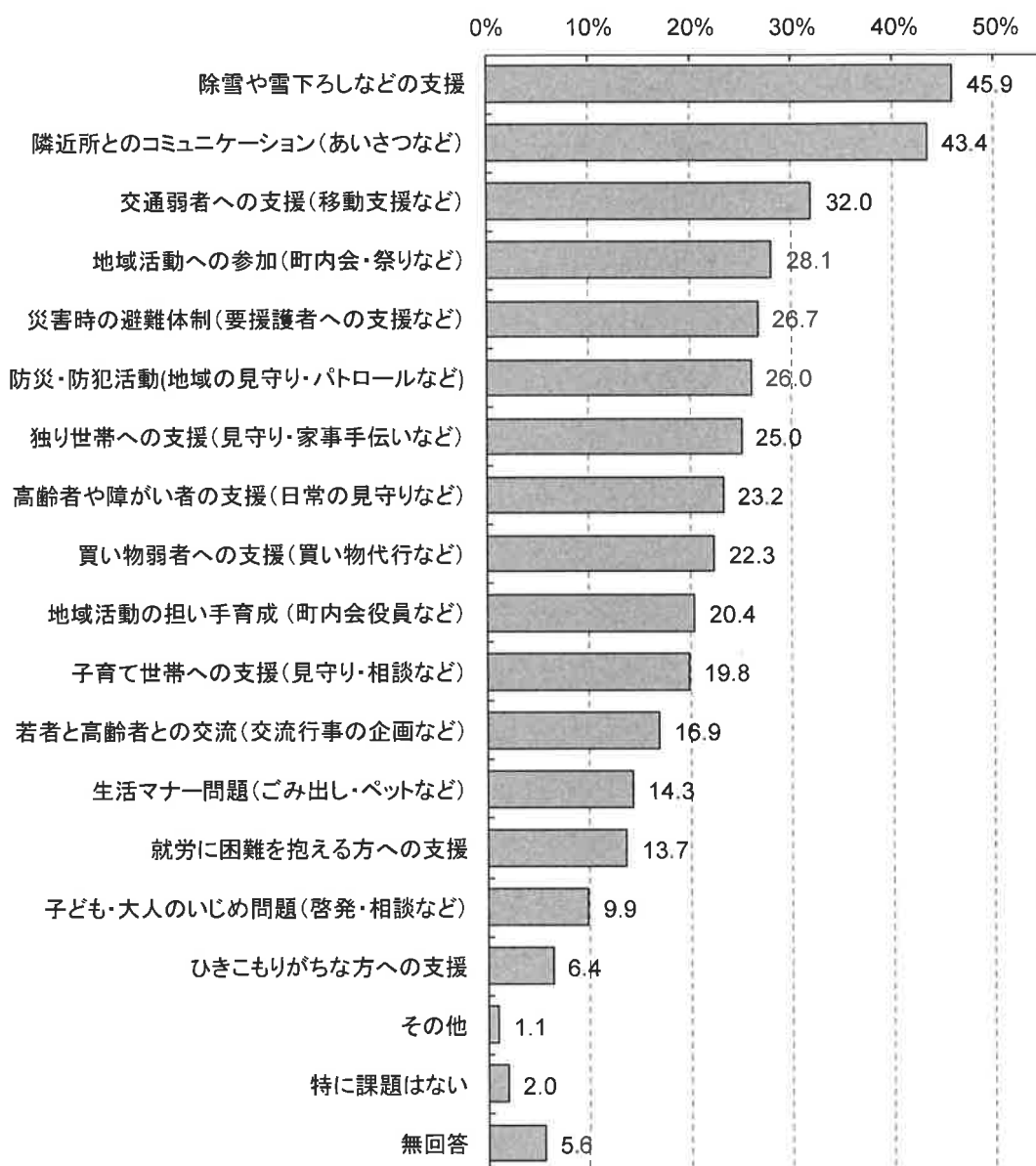
横手市の福祉施策の充実のために重要な取り組みは、「除排雪や雪下ろし等の支援体制を充実させる」が45.4%で最も多く、次いで「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」(38.1%)、「移動手段の確保や交通の利便性の向上を図る」(34.5%)、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を充実させる」、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」(ともに32.5%)と続いています。



回答者: 1,024人

②安心して生活するために取り組むべき課題

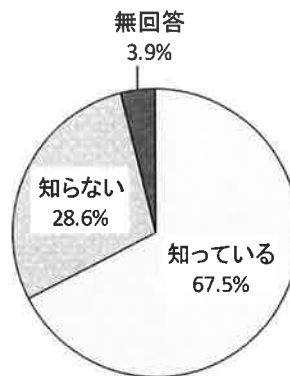
安心して生活するために取り組むべき課題は、「除雪や雪下ろしなどの支援」が45.9%で最も多く、次いで「隣近所とのコミュニケーション（あいさつなど）」(43.4%)、「交通弱者への支援（移動支援など）」(32.0%)、「地域活動への参加（町内会・祭りなど）」(28.1%)、「災害時の避難体制（要援護者への支援など）」(26.7%)と続いています。



回答者:1,024人

⑳災害時の避難場所を知っているか

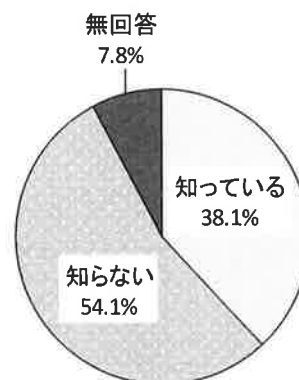
災害時の避難場所を知っているかは、67.5%が「知っている」、28.6%が「知らない」と回答しています。



回答者: 1,024人

㉑災害時に一人で避難できない人がいるか知っているか

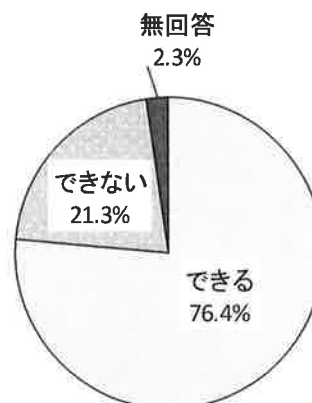
災害時に一人で避難できない人がいるか知っているかは、38.1%が「知っている」、54.1%が「知らない」と回答しています。



回答者: 1,024人

㉒災害時に一人で避難できない人と一緒に避難できるか

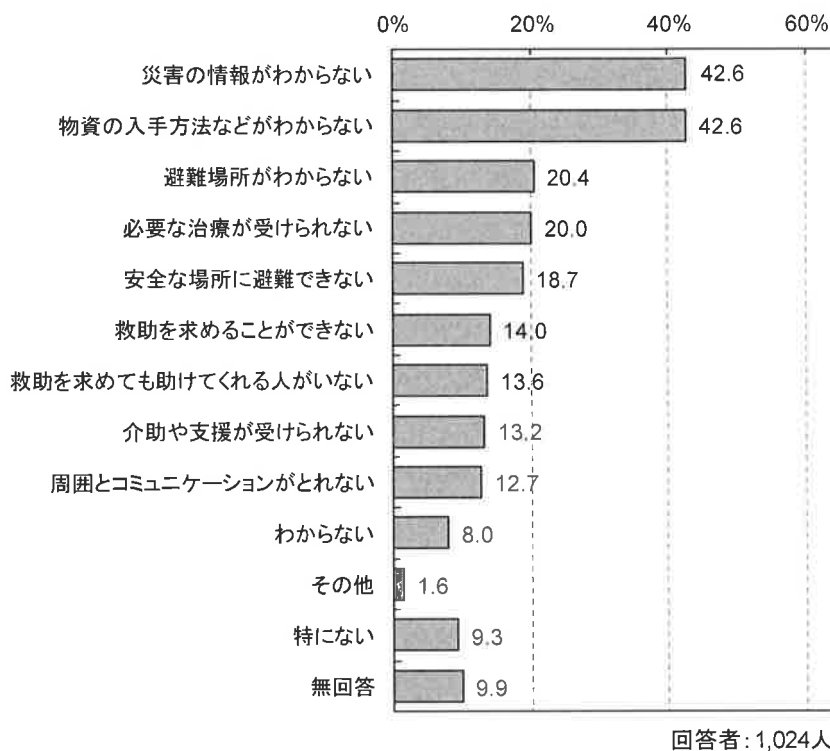
災害時に一人で避難できない人と一緒に避難できるかたずねると、76.4%が「できる」、21.3%が「できない」と回答しています。



回答者: 390人

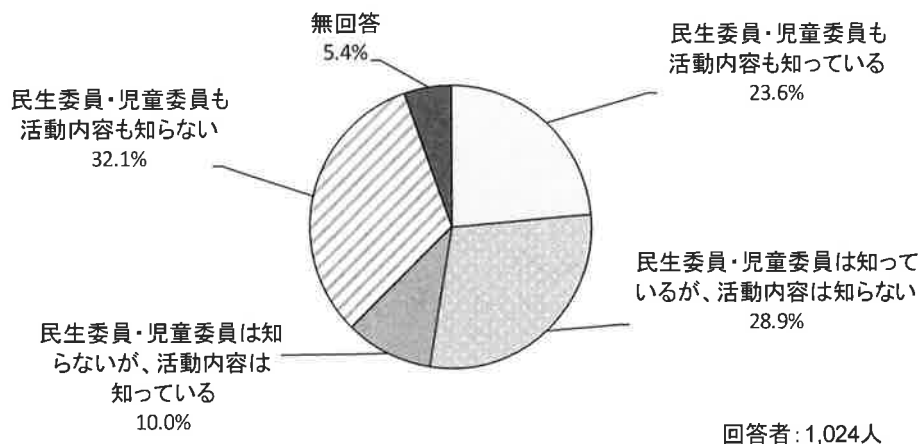
②⑥災害発生時に困ること

災害発生時に困ることは、「災害の情報がわからない」と「物資の入手方法などがわからない」がともに42.6%と最も多く、次いで「避難場所がわからない」(20.4%)、「必要な治療が受けられない」(20.0%)、「安全な場所に避難できない」(18.7%)と続いています。



②⑦地域の民生委員・児童委員を知っているか

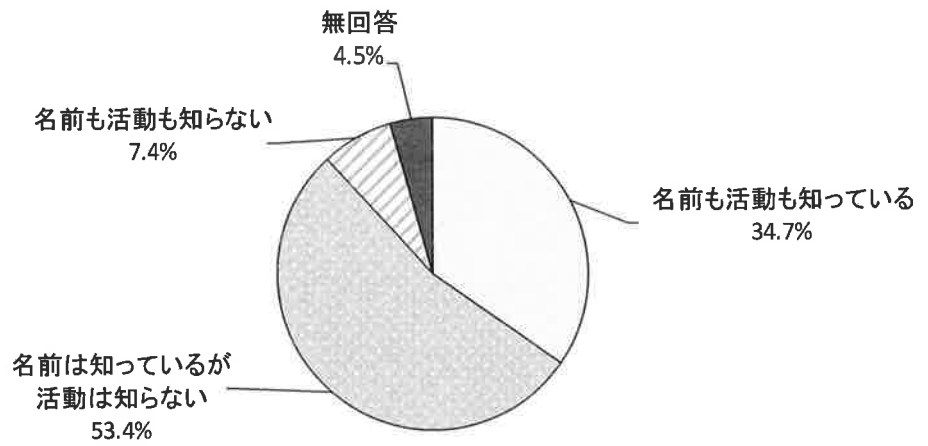
地域の民生委員・児童委員を知っているかは、「民生委員・児童委員も活動内容も知らない」が32.1%で最も多く、次いで「民生委員・児童委員は知っているが、活動内容は知らない」(28.9%)、「民生委員・児童委員も活動内容も知っている」(23.6%)、「民生委員・児童委員は知らないが、活動内容は知っている」(10.0%)となっています。



◆第2章 地域福祉を取り巻く現状

⑳横手市社会福祉協議会を知っているか

横手市社会福祉協議会を知っているかは、「名前は知っているが活動は知らない」が53.4%で最も多く、次いで「名前も活動も知っている」(34.7%)、「名前も活動も知らない」(7.4%)となっています。



回答者:1,024人

5 地域福祉を取り巻く課題

(1) 福祉関係の部門別計画において課題として捉えている事項

地域福祉計画のもとに位置づけられている各分野の実施計画においては、「地域」に関わる事柄を課題として捉えて基本目標や重点施策などが設定されており、地域福祉計画においても課題として捉える必要があると言えます。

① 横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（2018年～2020年）

当市の3つの日常生活圏域ごとの状況や高齢者の実情に応じた保健・福祉サービスの提供量と供給体制を確保し、必要とされる各種の施策事業が計画的に図られるようにすることを目的に策定したものです。

目指すべき将来像を『横手市に暮らす誰もが 未来への希望を抱き生きていくために家族の絆・地域の絆を深め ともに支え合い、助け合う地域社会』とし、地域における支援体制の強化、自立した生活の維持、介護保険事業の継続可能に向けた運営の3つを基本目標とし、地域包括ケアシステムの深化・推進と雪国での暮らしを支える支援の充実の2つを重点施策として取り組んでいます。

② 横手市子ども・子育て支援事業計画（2020年～2024年）

すべての子どもたちが健やかに成長することができる社会の実現を目的に、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組むために支援制度の円滑な実施と支援策のさらなる充実を図るために策定したものです。

『夢はぐくむ ゆきんこプラン～子どもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち～』を基本理念とし、子育てしやすい安全安心の環境づくりの充実、職場と家庭 子育てを応援する社会づくりの充実など6つの基本目標を設定し、取り組んでいくこととしています。

③ 横手市障がい者計画（2015年～2023年）

障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会を実現するため、障がいのある方の日常生活および社会生活を総合的に支援し、社会参加の実現、地域生活の充実を目指して策定したものです。

『障がいのある人もない人も互いに支えあい、協働し すべての市民の笑顔がかがやくまち よこて』を基本理念とし、ふれあいのあるともに生きるまちづくり、安心・充実した暮らしを営めるまちづくり、すべての人が快適に過ごせるまちづくりの3つを基本目標に掲げ、相談体制の充実、地域生活への移行促進、就労支援の促進、サービス基盤の整備の4つを重点プロジェクトとして取り組んでいます。

④ 健康よこて21計画（2015年～2024年）

ライフステージに応じた課題への対応を通じて、健康水準の向上と生活習慣病死亡率の改善を図り、地域社会で相互に支えあいながら健康寿命を延伸し、市民一人ひとりの生活を高めることを目的に、市民が一体となって『やさしさあふれ元気なまちづくり』の実現を目標として策定したものです。

生活習慣病や認知症予防、心の健康・自殺予防など9分野を重点項目として、ライフステージに対応した取り組みを設定し取り組んでいます。

（2）地域における課題

アンケート調査結果や当市の現状、第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき取り組んできた内容を踏まえ、当市の地域福祉課題について、次の4つに焦点を当てて整理しました。

課題1 地域福祉活動基盤の弱体化の懸念と地域活動の担い手不足

地域活動における若い世代の参加が少ないことは、基礎的な自治組織である町内会活動や地域コミュニティ活動の停滞と地域福祉活動の基盤の弱体化につながることに懸念されます。アンケート調査でも、地域の中で課題と思うものに対して、「近所づきあいが減っている」、「地域活動への若い人の参加が少ない」、「地域での交流機会が少ない」が上位3項目となっており、地域活動の舞台となる身近な圏域における地域福祉活動を担う人材の育成が重要となっています。

課題2 冬期の除排雪等雪対策の不安と高齢者等の足の確保

全国でも有数の豪雪地帯である当市は、冬期において高齢者等が無理することなく、安心して生活できる地域づくりを進めることが重要な課題となっており、高齢者世帯に対する除排雪や雪下ろし支援等の雪対策とともに、共助組織等の活動に対する支援体制を進めていく必要がありますが、除排雪等を支える側の高齢化も深刻な問題となっています。また、アンケート調査では、安心して生活するために取り組むべき課題として、「除雪や雪下ろしなどの支援」のほか、高齢者の交通事故への心配や公共交通の不便さを示す「交通弱者への支援」も高いニーズがあります。運転免許返納や高齢化の進展による交通弱者への対応としての地域公共交通施策についても充実・強化していく必要があります。

課題3 多発する自然災害への備え

近年多発する自然災害から自身の命を守るためにも、自然災害に備えた地域づくりは、優先して取り組む必要があります。当市では、高齢者や障がい者を中心とした「災害時避難行動要支援者名簿」の作成に取り組んでいますが、災害発生時、どこに避難したらよいかわからない、地域で本当に支援が必要な方を把握できていない、災害情報や避難情報が高齢者や障がい者等へ伝わらないなど、多くの課題があります。災害発生時は、原則として、自分の身は自分で守るという「自助」が前提であり、そのうえで支援者等による避難支援という「共助」が行われます。市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、町内会などと連携を強化しながら、要援護者の避難支援体制を構築することが求められています。

課題4 複合化した課題や制度の狭間にある課題を抱える世帯の増加

介護や病気、子育てやDV、虐待のほか、高齢の親が働いていない独身の50代の子の生活を支える「8050問題」、介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」に象徴されるように、複合的な課題を抱えた個人や世帯が増加しています。また「ひきこもり」や「ごみ屋敷」など、既存の制度に明確に位置づけられていないことから解決に結びつかないケースや、そもそも当事者の問題意識が希薄なため、必要な支援が行き届かないようなケースも増えています。当市ではこれらに対応するため、分野別に多様な相談業務を展開していますが、複雑なニーズを持つ住民には、相談窓口の情報が伝わりにくい状態にあります。さらに、それぞれの問題・課題を解決するためには、個人の努力や行政の施策による環境整備だけでは限界があります。そのため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

みんなが主役！
みんなで作る 人にやさしいまち横手

当市では、平成27年に策定された第2次計画において、「地域に住むみんなのしあわせ」を願って地域福祉を推進してきました。また、第2次横手市総合計画においても、「みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本目標の一つに掲げ、幸せな地域社会の実現を目指してきました。

第3次計画では、地域住民や地域の多様な主体が、地域社会の課題を主体的に解決するために参画できるしくみを構築することで、市民の豊かな暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会（地域共生社会）の実現を目指すことが重要となります。

年齢、性別、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが「地域を担う主役」であるという意識のもと、これまでの地域福祉分野における取り組みを踏まえ、第2次計画の基本理念を踏襲し、『みんなが主役！みんなで作る 人にやさしいまち横手』を掲げ、地域福祉を推進していきます。

【みんなが主役】

私たち一人ひとりが、自分の住む地域に関心を持って、地域を守り、育てていくために自分には何ができるかを考える。つまり『私とその地域を担う「主役」である』という意識を持つことが大切です。地域を見つめ、自分を見つめ、そうした中で自分にできることを考え、行動しようとするのが重要です。

【みんなで作る】

地域のしあわせは、一部の人たちの努力や、特定の団体、行政の力だけでは実現できません。その地域に住むみんなをかけがえのない仲間としてともに歩む意識が必要です。そして、お互いの立場や思いを理解し、尊重しながら、それぞれの持ち味を活かし、力を合わせる大切です。地域のことをみんなで作る、みんなで行動し、地域のきずなづくりを目指します。

【人にやさしいまち横手】

この計画が目指すのは、お互いを思いやるやさしさのある横手市です。その地域に住む誰もが手をつなぎ、思いやりを持ってお互いを支えあうまち。市民みんなが誇れるまち。そんな心豊かで温かみのある横手市を目指します。

2 計画の基本目標

基本理念の実現を目指し、4つを基本目標として掲げ、横手市における福祉のまちづくりを進めていきます。

また、基本目標を達成するために、基本目標ごとに基本方針を設定することにより、地域福祉に関する各施策の方向性を定め、具体的事業の推進を図ります。

「ひと」から始まり、その「ひと」が住む「地域」、その「ひと」が集まる「団体・ネットワーク」、その「ひと」を支える「しくみ」というテーマで、基本目標を設定します。

【基本目標1】 お互いさまの気持ちで思いやりのあるまちをつくろう

～ テーマ ～
ひと・こころづくり

【基本方針】

1. お互いを尊重し支えあう意識の醸成
2. 地域福祉の推進を担う人材の育成

すべての市民がお互いを理解し、尊重しあうことができるよう、あらゆる場面で地域福祉の意識啓発を推進します。

また、地域社会において、高齢化、過疎化など、地域の機能低下が懸念されています。地域住民がお互いに助けあい、支えあう社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となるため、地域福祉の推進を担う人材育成を進めていきます。

【基本目標2】 地域の良さを活かして明るく安心して暮らせるまちをつくろう

～ テーマ ～
地域づくり

【基本方針】

1. 住民主体による支えあいの促進
2. 災害時に備えた地域づくりの推進

近年多発する大規模地震や自然災害に備えることも含め、人と人が支えあい・助けあうことができる地域となるよう、地域交流を促進します。

地域の行事などを通じ、世代間の交流を図り地域のつながりの構築や災害時に備えた支えあいの体制をつくります。

地域や共助組織等、みんなで助けあう除雪活動を推進することにより、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【基本目標3】 みんなが集い、ともに支えあう地域のきずなをつくろう

～ テーマ ～
団体・
ネットワークづくり

【基本方針】

1. 地域福祉を支える団体との協働による
地域福祉力の向上
2. 緊急時にも対応する支援体制の構築

地域福祉を推進していくためには、市民の福祉意識の向上と行政、自治会・町内会、ボランティア団体・NPO法人などとの連携、協働が不可欠です。

福祉サービスを必要とする方が、適切なサービス・情報を得られるよう、各関係機関が連携し、地域の状況に合わせた福祉のネットワークづくりを進めていきます。

緊急時に支援が必要な方を支えるため、地域での要援護者の把握と見守り活動を推進します。

【基本目標4】 みんなが暮らしやすいやさしいまちをつくろう

～ テーマ ～
しくみづくり

【基本方針】

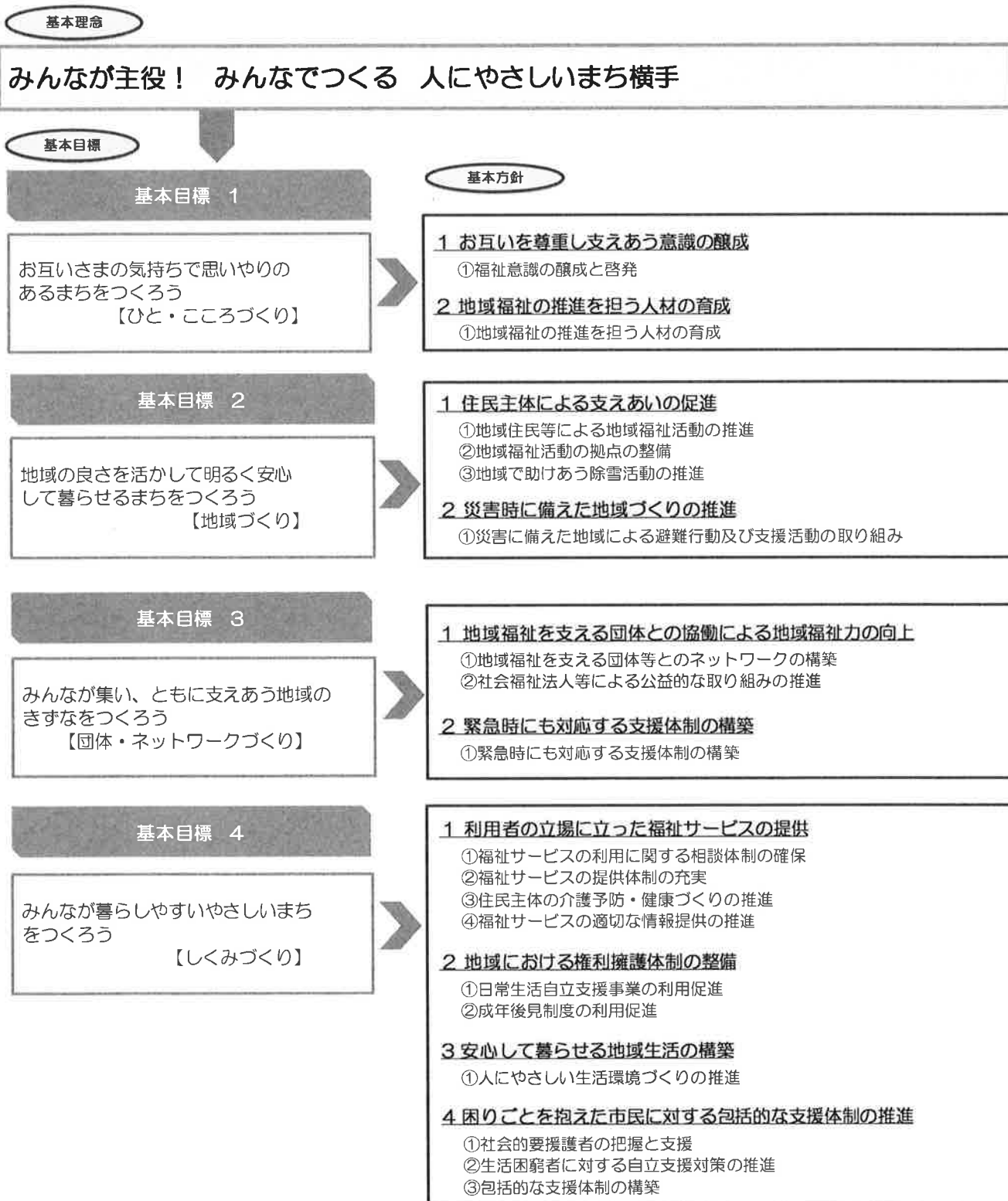
1. 利用者の立場に立った福祉サービスの提供
2. 地域における権利擁護体制の整備
3. 安心して暮らせる地域生活の構築
4. 困りごとを抱えた市民に対する包括的な支援
体制の推進

多様化・複合化している地域の生活課題に対応するために、福祉・保健・医療分野が連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。

除排雪体制の充実や地域公共交通の利便性向上を図り、暮らしやすいやさしいまちづくりを進めます。

3 計画の体系

4つの基本目標それぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取組方針と役割分担を明らかにします。



4 市民・地域・事業者等・社会福祉協議会・行政の役割

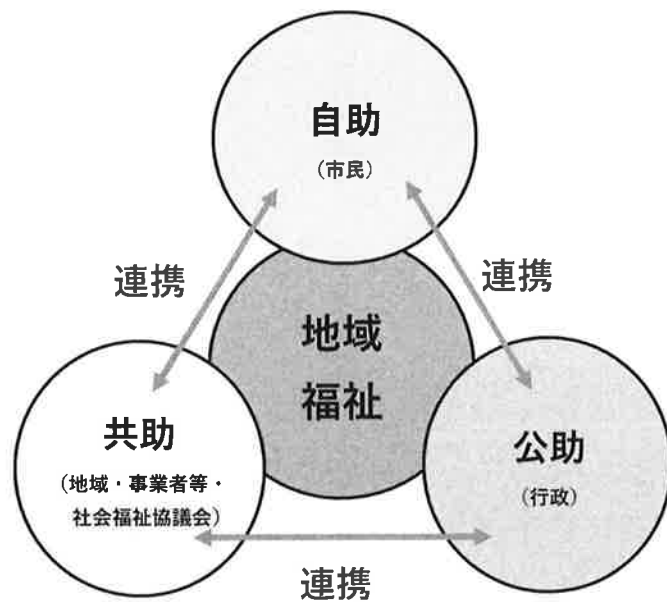
基本目標の達成のためには、様々な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、協働・連携して取り組んでいく必要があります。市民、地域、事業者等、社会福祉協議会、行政が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」・「共助」・「公助」の連携した福祉活動を推進します。

市民の役割	<p>地域福祉推進の主役である市民は、福祉に対する意識や認識を高め、自らが福祉サービスの受け手としてだけでなく、担い手であるという意識も併せ持つことが大切です。</p> <p>そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている方を気にかけてりするなど、身近なところから心がけ、主体的な自治会・町内会への加入や地域活動への参加など隣近所と日常的にコミュニケーションをとる、地域の活動や行事に積極的に参加するなど、自分たちの力でできるものは、自らが行います。</p>
地域の役割	<p>地域住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員、福祉協力員、老人クラブ、地域ボランティア団体をはじめとする地域コミュニティは、地域で行う活動や行事を通じて、住民同士のつながりをつくることによって、その地域ならではの地域課題の把握や掘り起こしが可能です。それぞれのコミュニティが抱える課題を明らかにし、ボランティア団体・NPO等の各種団体、行政、社会福祉協議会などと共有することで課題の解決を図り、地域福祉を推進します。</p>
事業者等の役割	<p>福祉サービス提供事業者は、多様化するニーズに的確に対応することが求められており、利用者の立場に立ったサービスの質の確保とともに、関係機関との連携による総合的なサービスの提供に取り組めます。</p> <p>社会福祉法人は、利用者への福祉サービスの提供に留まらず、地域における公益的な取り組みを通して、地域における様々な課題や福祉ニーズに、その専門性を活かして総合的に取り組めます。</p> <p>民間の企業などにおいても、地域貢献も企業の目的の一つであることや地域社会の一員として、固有の技術などを活かした奉仕活動や地域活動に積極的に取り組めます。</p>

◆第3章 計画の基本的な考え方

<p>社会福祉協議会の役割</p>	<p>社会福祉協議会は、住民の参加と公私協働による「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目指して活動に取り組みます。多様なニーズに応えるため、様々な福祉活動の推進や福祉サービスの提供を行い、市及び地域のあらゆる団体や組織と連携しながら、総合的な支援体制づくりに努めます。また、ネットワークを活かしながら、市民とともに地域における福祉課題の把握と解決に向け、地域福祉活動を推進していきます。</p>
<p>行政の役割</p>	<p>行政は、市民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進していく責務があります。そのため、市民の福祉ニーズの把握に努め、公的サービスの充実を図るとともに、地域福祉を推進する団体や関係機関等と相互に連携や協力を図り、地域福祉の促進に努めます。また、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめとした関係部署等と連携しながら複合的な課題に対応する体制を強化し、地域福祉の推進に向けた施策を展開していきます。</p>

私たちは、それぞれの役割を果たしながら、自助・共助・公助の連携した地域福祉活動に取り組みます

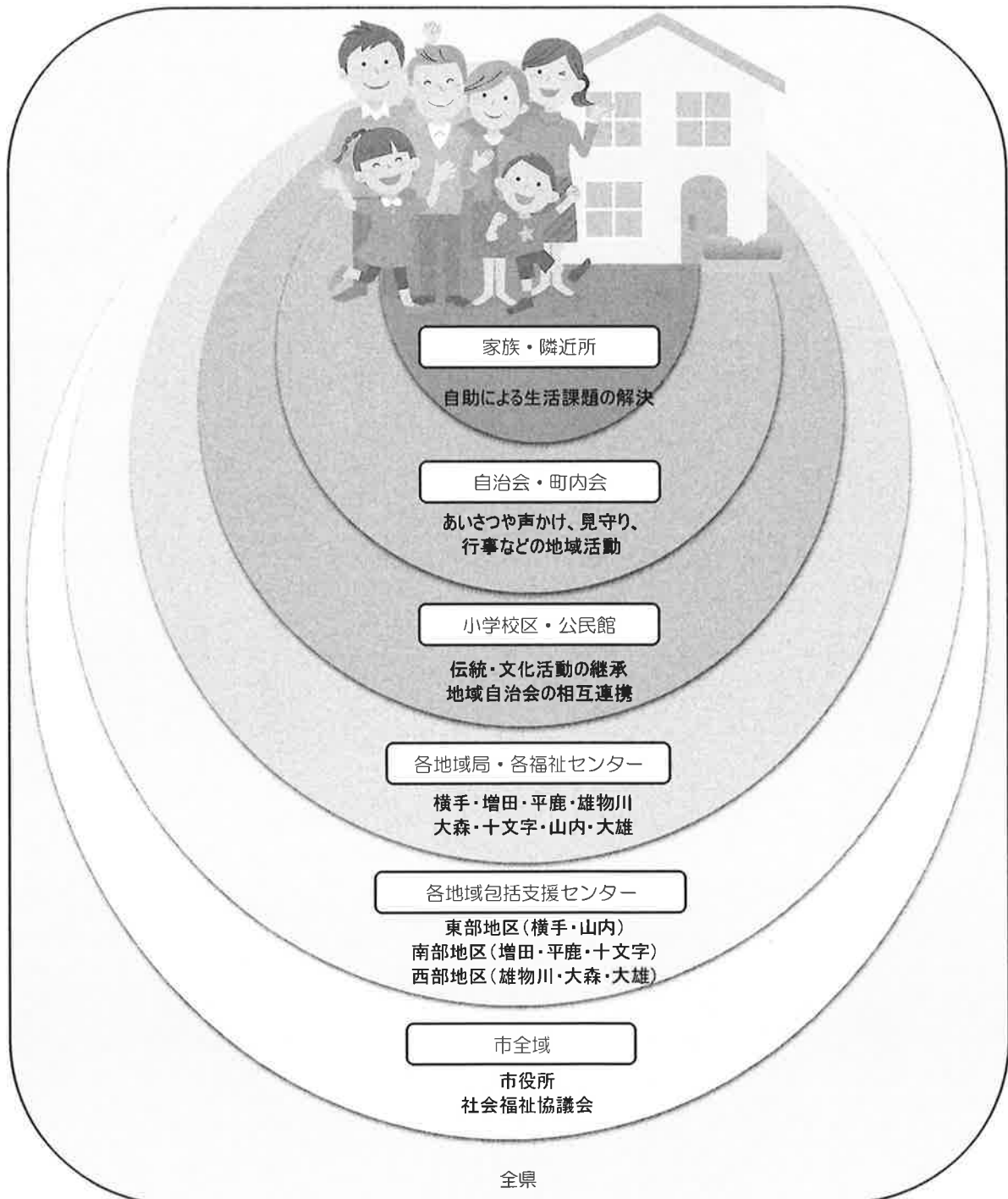


5 地域福祉活動圏域の設定

地域にある生活課題に応じて、「家族・隣近所」、「自治会・町内会」、「小学校区・公民館」、「各地域局・各福祉センター」、「各地域包括支援センター」、「市全域」からなる圏域ごとの取り組みや各圏域の連携による取り組みによって解決を図っていきます。

また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて、柔軟に対応していきます。

■地域福祉活動圏域



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標 1 お互いさまの気持ちで思いやりのあるまちをつくろう

【基本方針1-1】

お互いを尊重し支えあう意識の醸成

【現状と課題】

高齢者・子ども・障がい者等すべての方々が、地域で幸せに暮らしていくためには、地域のつながりやふれあいを大切にし、お互いを尊重し支えあう意識の醸成が重要ですが、近年は住民同士のつながりの希薄化や地域との接点が少ないこと等から、近所づきあいの衰退など顔の見える地域生活が減少している傾向にあります。

そのため、普段からのあいさつや声かけなどの近所づきあいの交流を促進する取り組みのほか、福祉教育を一層推進しながら、市民一人ひとりが地域福祉の主役となり、身近なところから地域を住み良くしていくことが大切です。

行政、社会福祉協議会、幼稚園、保育所、学校、家庭及び地域が連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して高齢者や障がい者への理解促進、誰もが気軽に交流できる場の提供を促進するなど、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、お互いを尊重し、理解しながら、支えあい・助けあいの心を育むことが必要です。

【施策の方向性】

1-1-① 福祉意識の醸成と啓発

地域福祉に関する情報の広報・啓発に努めるとともに、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、すべての市民がお互いに思いやりの気持ちを持ち、地域福祉の推進役として活動できるよう福祉教育の充実を図り、福祉意識の醸成と啓発を推進します。

◆第4章 施策の展開

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知】 市ホームページと市報に計画書を掲載して広く周知し、また、市内全世帯に概要版の計画書を配布し、内容をわかりやすくお知らせすることにより、福祉意識の醸成と啓発を推進します。</p>	社会福祉課
<p>【男女共同参画推進行動計画の推進】 男女ともに基本的人権を尊重し、いろいろな分野に対等な立場で参画でき、また、仕事と家庭生活の調和が取れる環境の整備を推進します。</p>	地域づくり支援課
<p>【敬老事業の推進】 長年にわたり地域を支えてきた高齢者に対する敬愛と感謝を表すとともに、高齢者と地域の集いの場として、9月の敬老月間に敬老会を開催し、敬老意識を醸成します。</p>	高齢ふれあい課
<p>【子どもの権利宣言の尊重】 「子どもの権利条約」の精神に基づき、子どもが意見を表明し、その権利が尊重される社会意識の醸成と啓発を行います。</p>	子育て支援課
<p>【障がい者理解促進研修・啓発事業の推進】 障がい者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障がい者への理解を深めるため、市民を対象として研修・啓発を行います。</p>	社会福祉課
<p>【障害者差別解消法に基づく取り組み】 障がいの特性に応じた、障がい者への「合理的配慮」の取り組みを進め、障がい者理解を深めるための啓発・広報活動を推進します。</p>	社会福祉課
<p>【年末年始見守りチラシの発行】 年末に見守りチラシを発行・回覧し、冬期間における高齢者世帯等の見守り活動を強化するとともに、地域における支えあいを啓発します。</p>	社会福祉課



◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み

【地域福祉に関する情報提供】

地域に出向いて様々な取り組みの情報収集を行うとともに、各種講座や研修会において地域福祉を推進するための先駆的な手法や取り組みを学び、活動の参考となるよう市民やボランティアなどへ情報を提供します。

- ・地域の取り組みの情報収集などを目的としたアウトリーチ
- ・部門間連携の強化
- ・組織全体の受け止めによる困難ケースへの対応
- ・地域福祉活動の環境整備
- ・様々な機会を活用した先駆的な取り組みの周知

《主な関連事業》

福祉ネットワーク活動強化事業、福祉ネットワーク活動推進事業、福祉協力員活動推進事業、生活支援体制整備事業

【ボランティア活動の推進と支援】

関係機関・団体等と連携や情報共有し、広報媒体などを活用しながら必要な情報を広く周知するとともに、ボランティアが活動しやすい環境整備や支援に努めます。また地域や住民、ボランティア、それぞれのニーズに対応するための活動調整を行います。

- ・地域ニーズの把握と福祉や生活の課題に対応する住民への啓発
- ・ボランティア活動者及び団体の把握と活動調整
- ・ボランティア活動者の発掘と育成
- ・地域福祉活動の拡充に向けた地域のボランティア活動や市民活動の実態把握
- ・地域の情報交換の場や各種広報媒体を活用した情報発信

《主な関連事業》

ボランティア活動啓発事業、生活支援体制整備事業、広報啓発事業、福祉活動ネットワーク事業

【福祉教育活動や交流活動の推進】

学校や企業、団体、地域住民が福祉意識を醸成し理解を深め、また地域における生活支援活動を進められるように、福祉教育や様々な交流活動を推進します。

- ・すべての人々に関わる福祉教育活動の展開
- ・福祉教育に関する取り組みと連動した地域福祉活動を行う人材の養成
- ・福祉や介護などの学びの場の提供
- ・地域交流及び世代間交流の促進と支援
- ・スポーツを通じた障がい者と市民等との交流会の開催

《主な関連事業》

福祉教育活動推進支援事業、福祉出前事業、生活支援体制整備事業、障害者地域生活支援事業（輪気愛相スポーツ交流事業）

【地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知】

ホームページや社協だよりへの計画関連内容の掲載や概要版の計画書の配布などにより広く周知し、住民主体による地域福祉活動の実践に向けて、福祉意識の醸成と啓発を推進します。

- ・ホームページや社協だよりなどの広報媒体を活用した計画の周知

《主な関連事業》

地域福祉活動計画推進事業、広報啓発事業

【基本方針1-2】

地域福祉の推進を担う人材の育成

【現状と課題】

地域福祉活動は、これまでも町内会や民生委員・児童委員、福祉協力員をはじめ、社会福祉協議会等がその中心的な役割を担ってきました。また、共助組織やボランティア団体、NPO法人や社会福祉法人など多様な福祉活動を担う団体も増えてきましたが、若年層が地域活動へ参加する機会は依然少なく、地域福祉活動の担い手の不足・固定化等、支える側の高齢化の問題も指摘されています。

地域福祉の推進を担う後継者や地域のリーダーを育てていくため、誰もが参加しやすい活動を展開し、参加者のすそ野を広げながら地域福祉活動に関わる人材を育成することが重要となっています。

【施策の方向性】

1-2-① 地域福祉の推進を担う人材の育成

地域が必要としている人材を的確に把握し、広く福祉に関する意識を持った人材の育成を目指します。

認知症サポーターやボランティア養成講座など様々な講座や研修会等を通じて、幅広い世代が地域福祉の担い手となるよう人材の育成を進めます。



◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【認知症サポーターの養成】 認知症に関する正しい知識を深め、偏見を持たずに認知症の方やその家族を見守ることができる認知症サポーターを養成します。</p>	地域包括支援センター
<p>【ファミリー・サポート・センター事業の推進】 有償ボランティアによる子育て支援として、育児援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、安心して子どもを預かることができるファミリー・サポート・センター事業を推進するため、子どもの安全確保と会員の質の向上を目的として講習会を開催します。</p>	子育て支援課
<p>【手話奉仕員の養成】 意思疎通を図ることに支障がある障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営めるよう支援するため、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。</p>	社会福祉課
<p>【メンタルヘルスサポーターの養成】 心の健康づくりや自殺予防活動に関する基礎的な知識と技術を身につけ、地域の身近な相談者としてメンタルヘルスサポーターを養成します。</p>	健康推進課
<p>【市民後見人の養成】 高齢者や障がい者の権利擁護のため、日常的な金銭管理や身上監護等の後見活動に取り組む市民後見人候補者を養成し、その活動を支援します。</p>	地域包括支援センター
<p>【民生委員・児童委員に対する研修等の実施】 民生委員・児童委員が地域で円滑に活動することができるよう、専門的・体系的な研修機会や情報交換の場を提供します。</p>	社会福祉課

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p>【地域福祉活動を推進する人材の育成】 住民や地域ニーズを把握するとともに、地域に潜在している人材の発掘に努めます。また、ボランティア養成講座や福祉協力員を対象とした研修会などの開催のほか、地域や学校等が行う講座に協力して福祉活動の人材育成に努め、住民一人ひとりが役割を持ちお互いが支えあう住民主体の地域づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や地域ニーズを把握するためのアウトリーチや小ネットワーク会議の開催 ・ボランティアの育成を目的とした養成講座の開催 ・福祉協力員を対象とした研修会の開催 ・地域や学校等が行う福祉講座などの開催支援 <p>《主な関連事業》 ボランティア育成事業（ボランティア養成講座、父ちゃんの楽校）、福祉ネットワーク活動推進事業、福祉協力員活動推進事業、福祉教育活動推進支援事業</p>

基本目標 2 地域の良さを活かして明るく安心して暮らせるまちをつくろう

【基本方針2-1】

住民主体による支えあいの促進

【現状と課題】

高齢者のみの世帯の増加、少子化の進展、価値観の多様化などを背景として、住民同士のつながりの希薄化や地域・隣近所での親しいつきあい・支えあい・助けあいなどの互助機能の低下が懸念されています。

こうしたことは、何らかの困りごとを抱えた方が、その解決の糸口を見出せないまま、さらなる課題を抱えてしまい、社会的な孤立に陥る要因にもなっています。

また、豪雪地帯の当市では、冬期間の除雪など住民同士での支えあいの精神が比較的確立されていますが、高齢世帯の増加や支える側の高齢化などにより、地域で支えあう除雪活動をより推進していく必要があります。

さらに、地域における支えあい活動を組織的に実践している民生委員・児童委員や福祉協力員などの地域福祉活動を促進するとともに、地域住民等が様々な地域課題を「我が事」として受け止め、その課題の解決を試みるような地域社会が求められています。

そのため、住民の身近な地域において、世代、背景を超えた住民同士の交流・話しあいを通じて、地域生活課題を主体的に把握し、住民主体による支えあいのしくみを構築することが重要となっています。

【施策の方向性】

2-1-① 地域住民等による地域福祉活動の推進

地域住民が主体となった地域福祉活動を推進するため、地域活動に積極的に参加するよう促すとともに、関係団体が協力し、様々な地域活動の活動支援に努め、地域内の支えあいの体制づくりを推進します。

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【地域コミュニティ活動への支援】 自治会、町内会、集落等が実施する地域課題を解決する活動や地域の活性化を図る活動に対し、「町内会等活動補助金」を交付し支援します。また、地域住民による自主的・主体的なまちづくり活動の取り組みの促進を図り、地域課題の解決や地域の活性化を図る事業に対し、「地域づくり活動補助金」を交付し支援します。</p>	地域づくり支援課
<p>【地区交流センター事業の推進】 生涯学習による人づくりや市民協働による地域づくりを図るため、地域住民が自主運営組織等を設立し、地域課題の解決や地域に必要な事業を実施する地区交流センター事業を推進します。</p>	地域づくり支援課
<p>【地区会議による地域づくりの支援】 地区会議において実施する地域課題を解決する活動や地域の活性化を図る活動に対し、「地域づくり活動補助金」を交付し支援します。</p>	地域づくり支援課
<p>【学校・家庭・地域連携総合推進事業の推進】 地域住民がボランティアとして学校を支援する体制を整えるとともに、地域における交流機会を増やします。また、学校と地域住民をつなぐコーディネーターを配置し、地域で子どもを育てる体制づくりを推進します。</p>	生涯学習課
<p>【生活支援体制整備事業の推進】 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、各地域に話しあいの場「生活支援協議体」を設置して、地域課題の解決につながる取り組みの検討や地域のつながり、交流、活動などの「支えあい」の充実を図るとともに、様々な生活支援や介護予防の取り組みを推進します。</p>	高齢ふれあい課
<p>【子どもの居場所づくり活動への支援】 生活に困難な課題を抱える子どもやその家庭に対し、地域における支援活動へつながるための情報提供や、支援を行う団体等に対し連携した体制が取れるよう努めます。</p>	子育て支援課
<p>【自発的活動支援事業の推進】 障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等によるボランティア活動を支援します。</p>	社会福祉課
<p>【メンタルヘルスサポーターによる自主活動への支援】 メンタルヘルスサポーターが、サロン等の自主活動ができるよう、運営に関して相談に応じ、地域住民が語りあいながら心を癒せる身近な居場所となるよう支援します。</p>	健康推進課

◆第4章 施策の展開

主な取り組み	担当課
<p>【世代間交流の推進】 地域行事、伝統芸能の継承、敬老事業及び社会福祉施設訪問等を通して、高齢者と子どもが交流する機会や交流の場の提供に努めます。</p> <p>【ファミリー・サポート・センター事業の推進】 再掲 施策の方向性：1-2-① 地域において育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを希望する者を組織化し、相互援助活動を行い、子育て家庭を支援します。</p>	<p>関係各課</p> <p>子育て支援課</p>

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p>【福祉ネットワーク活動の推進】 住民自身が地域の福祉課題やニーズに気づき、課題解決に向けて必要な取り組みを考え実践できる住民主体の地域づくりを目指し、地域内の話しあいや情報交換などを行うほか、関係機関・団体等との連携強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉課題の把握や支援のためのアウトリーチ ・小ネットワーク会議や福祉座談会等の開催及び支援 ・いきいきサロンや地域の情報交換の場などでの情報収集及び情報提供 ・相談対応や課題解決のための関係者や関係機関・団体等との連携強化 ・住民活動や住民組織への支援と協力 ・地域資源の発掘と活用 <p>《主な関連事業》 福祉ネットワーク活動推進事業、いきいきサロン事業、避難行動要支援者個別計画等策定事業</p> <p>【福祉協力員及び福祉協力員活動の推進】 各地域に福祉協力員及び福祉協力員会を置き、地域の福祉関係者や福祉関係機関・団体等と連携して地域福祉活動等を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉協力員及び福祉協力員会活動の充実強化 ・民生委員・児童委員との連携強化と協働による取り組みの推進 ・福祉協力員のなり手となる人材の確保と育成 ・福祉協力員を通じた地域資源及び課題の把握 <p>《主な関連事業》 福祉協力員活動推進事業、福祉ネットワーク活動推進事業、ボランティア育成事業</p>

主な取り組み

【地域の支えあいや助けあいの推進】

住み慣れた地域でいくつになっても役割を持ち、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の支えあいや助けあいのシステムを構築するとともに、福祉活動等の拠点整備や社会参加の機会を創出し、生活支援や介護予防などの取り組みを推進します。

- ・生活支援コーディネーターを中心とした支えあい活動の推進
- ・地域住民や関係機関の話しあいの場（地域課題の共有と課題解決策の検討、情報収集、情報発信等）である第1層協議体及び第2層協議体活動の支援
- ・集いの場や福祉活動の拠点となる居場所づくりの支援
- ・地域で支えあいや助けあいの活動をする個人や団体等の開拓と支援
- ・地域住民が参加しやすい支えあいや助けあい活動の開発と支援
- ・地域支えあいネットワーク市民集会の開催等による啓発活動の推進

《主な関連事業》

生活支援体制整備事業、いきいきサロン事業、ボランティア活動支援事業、生活困窮者自立相談支援事業



◆第4章 施策の展開

【施策の方向性】

2-1-② 地域福祉活動の拠点の整備

地域の誰もが気軽に参加できるように、各種情報の周知や声かけ等の取り組みを行うとともに、既存の施設の有効活用等により、活動の場の確保を進め、行事の開催や地域住民が交流できる場所や機会等の「地域における拠点」づくりを推進します。

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【集会施設整備事業の推進】 住民自治の円滑な推進を図るため、住民自治活動の拠点となる集会施設等の整備に対し、「集会施設整備費補助金」を交付し支援します。</p>	地域づくり支援課
<p>【高齢者の憩いの場の提供】 地域における高齢者同士の交流拠点及び地域福祉の推進につながる老人クラブ活動などの場所として、高齢者センター等の高齢者の憩いの場を提供します。</p>	高齢ふれあい課
<p>【大森子どもと老人のふれあいセンターの運営】 秋田県南部シルバーエリア内に設置し、児童の遊びを指導する専任の指導員を配置し、屋内の遊びに加え運動施設を利用した幅広い運動ができるとともに、子どもと高齢者とのふれあいの場として運営します。</p>	子育て支援課
<p>【地域子育て支援センター事業の推進】 各地域に設置している地域子育て支援センターにおいて、専任の指導員を配置し、親子の交流の促進を図ります。</p>	子育て支援課
<p>【地域活動支援センターの機能強化】 地域活動支援センターにおいて、障がい者に対して、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、センター機能を充実強化し、障がい者の地域における生活支援を促進します。</p>	社会福祉課

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p>【福祉活動の拠点となる居場所づくりの推進】 地域住民や同じ悩みを抱えている方同士などの交流や親睦、結びつきを深めるとともに、住民主体の地域づくり、福祉活動の拠点となる居場所づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ニーズに沿った居場所づくりの推進 ・地域の居場所づくりに向けた情報収集及び情報提供 ・いきいきサロン等による見守りや支えあい活動の推進 ・いきいきサロンの運営や活動、新規立ち上げ等に関する支援 ・いきいきサロン世話人の育成と研修会の開催 <p>《主な関連事業》 いきいきサロン事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活支援体制整備事業</p>

【施策の方向性】

2-1-③ 地域で助けあう除雪活動の推進

自治会・町内会や共助組織、除雪ボランティア等の協力を得ながら、地域で助けあう除雪活動を推進します。

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【共助組織による雪処理の支援体制・しくみづくり】 地域住民による除雪組織の設立としくみづくりを行います。また、共助組織において実施する除排雪事業に対し、「地域づくり活動補助金」を交付し支援します。</p>	地域づくり支援課
<p>【除雪支援を行う地域団体への除雪機の貸し出し】 単身高齢者宅などの除雪支援を行う団体へ除雪機を貸し出し、共助の取り組みを支援します。</p>	高齢ふれあい課

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p>【地域の支えあいによる除雪活動の推進】 自力で除雪が困難な高齢世帯等を対象に、地域での支えあいや助けあい、またボランティアによる除雪活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪支援が必要な世帯やニーズの把握（アウトリーチ） ・ 除雪ボランティア活動のマッチングや活動用具の貸し出しなど ・ 住民組織や共助組織等による除雪活動の支援及び協力 ・ 除雪ボランティア活動を通じた福祉意識の醸成 <p>《主な関連事業》 除雪ボランティア事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活支援体制整備事業</p>



【基本方針2-2】

災害時に備えた地域づくりの推進

【現状と課題】

災害発生時や発生の恐れがあるときには、そのレベルに応じて、地域防災計画に基づき市民に対して「避難勧告」や「避難指示」が発令されます。また、災害の状況によっては、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令される場合もあります。そのような場合、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な方への迅速な情報伝達、避難支援及び安否確認が課題となります。そのため、平時から避難行動要支援者の把握に努めることと、地域での助けあいができるしくみを構築することが必要となります。

さらに、避難後には避難者の状況に応じて、高齢者や障がい者、妊婦など災害時に援護が必要な人に配慮した福祉避難所等で受け入れられるような体制を整備する必要があります。あるほか、復旧支援時には、災害ボランティアセンターの円滑な運営が重要となります。そのためには、高齢者や障がい者などの災害弱者の支援にあたる看護師、介護士等の専門的な知識や経験を有するボランティアの確保と支援により、避難所の円滑な運営体制を確立することが求められています。

【施策の方向性】

2-2-1① 災害に備えた地域による避難行動及び支援活動の取り組み

自治会・町内会や関係機関・団体が協働し、日頃から地域の支えあいや防災訓練等の災害に備えた活動を推進するとともに、避難行動要支援者の把握や避難時の支援体制の整備を推進します。



◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【避難行動要支援者等に係る避難支援】 災害時に避難支援を必要とする方の名簿を整備し、平時から地域の避難支援等関係者に情報提供し、災害時の安否確認や避難支援等に資するよう体制を構築します。</p>	<p>危機管理課 社会福祉課</p>
<p>【災害時福祉専門職ボランティア登録制度の創設】 大規模な災害発生時に、避難所の円滑な運営体制を確立することを目的として、高齢者や障がい者などの災害弱者の支援にあたる看護師、介護士等の専門的な知識や経験を有する方を災害時福祉専門職ボランティアとして事前に登録する制度を創設します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>【福祉避難所登録の推進】 災害発生時に、高齢者や障がい者等、避難所での共同生活が難しい福祉的な支援が必要な方に配慮した「福祉避難所」の登録を進めます。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>【災害ボランティアセンターの設置運営の協力】 社会福祉協議会が行う、災害ボランティアセンターの設置運営について、連絡調整や情報提供等の協力をします。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>【自主防災リーダーの育成】 地域防災力の向上を積極的に進めることができる人材を育成し、自主防災組織の強化等、住民に防災指導や啓発を促します。</p>	<p>危機管理課</p>
<p>【防災訓練の実施】 いつ災害が発生しても対応できるよう、地域住民、行政及び防災関係機関等が相互に連携し、情報伝達、避難誘導、救助等、総合的な防災訓練を実施し、有事即応の体制を確立します。</p>	<p>危機管理課</p>



◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み

【地域の避難支援体制づくりの推進】

安全安心な地域を目指し、町内会や福祉関係者、行政等との協働により、災害発生時に避難支援が必要な方を把握しながら、地域の避難支援体制づくりを推進します。

- ・ 避難支援の必要性や取り組みについての普及啓発活動
- ・ 災害時に避難支援が必要な方の情報把握及び支援に向けた検討
- ・ 自主的な防災組織や避難訓練実施地区の情報収集及び情報発信
- ・ 地域や学校等が行う防災活動や避難訓練等への協力
- ・ 関係機関・団体等との災害時避難支援対応の検討及び共有の場づくり

《主な関連事業》

避難行動要支援者個別計画等策定事業、福祉ネットワーク活動推進事業、いきいきサロン事業、生活支援体制整備事業

【災害に備えた取り組みの推進】

災害時に必要な支援が迅速かつ円滑にできるよう、災害ボランティアセンターの設置準備や支援活動を行う人材の育成を図ります。

- ・ 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの整備
- ・ 災害ボランティアコーディネーターの育成
- ・ 災害ボランティアセンターの運営協力や支援活動を行う人材の確保
- ・ 支援活動に必要な備品等の確保
- ・ 支援活動を担う人材の育成を目的とした研修会の開催
- ・ 行政と連携した災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

《主な関連事業》

ボランティア活動啓発事業（災害ボランティアセンターの設置準備）、ボランティア育成事業（災害ボランティア活動実践研修会）、福祉ネットワーク活動推進事業、避難行動要支援者個別計画等策定事業

【災害時の復旧・復興に向けた支援活動の推進】

被災した世帯や地域の早期の復旧・復興を目的に、行政と連携しながら災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティア活動や生活支援活動を推進します。

- ・ 災害ボランティアセンターの設置及び運営
- ・ 被災世帯のニーズ把握と相談対応
- ・ ボランティアの受け入れと派遣調整
- ・ 生活の復興に向けた相談対応及び生活支援
- ・ 他市町村の災害ボランティアセンターへの職員派遣

《主な関連事業》

ボランティア活動啓発事業（災害ボランティアセンターの設置運営）、福祉ネットワーク活動推進事業、生活相談事業、生活福祉資金貸付事務事業

基本目標3 みんなが集い、ともに支えあう地域のきずなをつくろう

【基本方針3-1】

地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上

【現状と課題】

地域福祉活動には、自治会・町内会、ボランティア団体・NPO、社会福祉法人等の様々な団体や機関が協働し取り組んでいます。

地域福祉活動の推進には、市民一人ひとりの役割に加え、活動を推進する関係団体の役割が重要であり、各団体間の情報共有や活動の調整など団体同士でのネットワーク化による連携・協働が不可欠です。

地域に住む高齢者・子ども・障がい者など支援が必要な方や世帯の課題を把握し、地域住民等が主体的に解決を試みていくためにも、地域の様々な団体や関係機関がネットワークを構築し、地域住民等と連携しながら支援活動ができるような体制をつくる必要があります。

【施策の方向性】

3-1-① 地域福祉を支える団体等とのネットワークの構築

地域福祉の向上や様々な課題の解決のため、保健・医療・福祉分野等の関係者や関係機関・団体による地域特性に合わせたネットワーク体制を推進し、連携を強化します。

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
【包括的なネットワーク体制の構築】 関係機関・団体と連携し、地域福祉活動を推進する包括的なネットワーク体制を構築します。	社会福祉課
【生活支援体制整備事業の推進】 再掲 施策の方向性：2-1-①	高齢ふれあい課

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み

【地域を支える団体への支援】

福祉活動を行っている関係機関・団体等とのネットワーク体制を構築し、連携や協働による地域の特性に合わせた福祉活動を推進します。

- ・ 地域福祉活動を行う団体の状況把握
- ・ 地域課題の発見から解決に向け、あらゆる団体と連携した福祉活動の推進
- ・ 関係機関や団体の各種相談員と協働による相談支援活動
- ・ 友愛訪問や見守り活動を行う団体の支援
- ・ 各分野の事業や取り組みなどを活用した横断的な支援の検討

《主な関連事業》

福祉団体支援事業、福祉ネットワーク活動推進事業、障害者地域生活支援事業（相談支援事業）、生活支援体制整備事業

【地域のきずなづくり】

すべての人が支えあい、必要な支援を実践できる地域を目指し、福祉意識を高めながら、地域のきずなづくりを推進します。

- ・ 地域との関わりを意識した福祉教育の推進
- ・ 地域の取り組みを社協だよりやホームページ、チラシ等により情報発信
- ・ 関係機関・団体との協働による地域交流や世代間交流の推進

《主な関連事業》

福祉教育活動推進支援事業、広報啓発事業、障害者地域生活支援事業（輪気愛相スポーツ交流事業）、生活支援体制整備事業



【施策の方向性】

3-1-② 社会福祉法人等による公益的な取り組みの推進

社会福祉法人による地域における公益的な取り組みや、福祉サービス事業者、NPO法人による活動など、地域に暮らす住民を支えるため、地域の福祉ニーズに合わせた取り組みを推進します。

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【社会福祉法人等による公益的な取り組みの周知】 社会福祉法人による地域における公益的な取り組みに関する好事例や、民間主導の様々な地域福祉活動に関する情報収集を行い、市民に対する周知等を行うことで取り組みを推進します。</p>	社会福祉課

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p>【社会福祉法人等と協働による地域課題への対応】 他の社会福祉法人等が行っている公益的な取り組みを把握して地域に発信するとともに、複数の機関がそれぞれの特性や強みなどの専門性を活かし、地域における課題に対して連携した対応ができるように検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益的な取り組みの情報収集及び情報発信 ・社会福祉法人や関係機関・団体等との福祉ニーズの共有 ・協働による地域課題の解決に向けた取り組みの検討 ・地域住民等の福祉活動の拠点となる場所の提供に向けた検討 <p>《主な関連事業》 福祉ネットワーク活動推進事業、生活支援体制整備事業</p>

【基本方針3-2】

緊急時にも対応する支援体制の構築

【現状と課題】

地域には認知症の高齢者や障がい者など様々な課題を抱えた要援護者が生活しています。そうした方が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、日頃からのコミュニケーションや、地域住民による見守りなどの支援が重要となります。

アンケート調査によると、福祉サービスを充実させるために必要なものでは、「緊急時や災害時に地域で助けあうしくみをつくる」の回答が4割を超え、市の福祉施策の充実のために重要な取り組みでは「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を充実させる」の回答が3割を超えるなど、要援護者に対する地域での助けあいや見守り支援などの充実が求められています。

また、近年、全国的に見られる、虐待やDVなどの問題に対応するため、地域や関係機関・団体、行政等が連携し、問題の早期発見と早期対応に努め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めることが必要です。

【施策の方向性】

3-2-① 緊急時にも対応する支援体制の構築

緊急時に支援が必要な方々を支えるため、市民一人ひとりが近隣の要援護者等を把握し日頃からの見守り活動を進めるとともに、行政や社会福祉協議会は地域の福祉団体や事業者等と連携し支援体制の強化を図ります。



◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【NET119緊急通報システムの導入】 会話に不自由な聴覚・言語機能障がい者が、スマートフォン等を用いて、いつでも全国どこからでも音声によらない緊急通報を行うことを可能とするシステムを導入し、障がい者の緊急通報に対応します。</p>	消防本部
<p>【応急手当の普及】 突然の怪我や病気などの際、家庭、地域及び職場などのできる「応急手当」の普及を推進します。市ホームページやパンフレット、講習会等により応急手当に関する正しい知識と技術の普及を図ります。また、救急現場において、応急手当を行っていただいた方へ「応急手当感謝カード」を配布し、感謝の意を表するとともに手当後のフォローアップを行います。</p>	消防本部
<p>【事業者等との見守り協力体制の構築】 市内事業者等との連携により高齢者、子ども、障がい者など支援を要する方の見守り協力体制を構築します。</p>	社会福祉課
<p>【虐待防止の推進】 高齢者虐待、児童虐待並びに障がい者虐待については、当該者の安全確保を最優先とし、関係機関と協力連携しながら迅速に対応し、虐待の防止・早期発見に取り組みます。</p>	高齢ふれあい課 地域包括支援センター 子育て支援課 社会福祉課
<p>【高齢者等に対する緊急時の取り組みの推進】 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び身体障がい者世帯等に対して、操作の容易な救急通報装置やふれあい安心電話の貸与、緊急連絡先等の情報用紙を入れ冷蔵庫などに保管できる容器（あんしんボタン）を配布し、急病や災害発生時等の緊急時に対応する取り組みを推進します。</p>	高齢ふれあい課
<p>【徘徊高齢者の家族への支援】 徘徊がみられる高齢者を早期に発見できる装置を（GPS装置での通報体制）家族に貸与し支援します。</p>	高齢ふれあい課
<p>【地域生活支援拠点の整備】 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を備えた、地域で支える地域生活支援拠点を整備します。</p>	社会福祉課

◆第4章 施策の展開

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み

【地域で見守る体制づくりの推進】

町内会や福祉関係者、関係機関・団体等と一緒に地域の情報を共有し、地域課題の発見と解決に向けた取り組みを推進します。

- ・地域内での声かけや見守り等の意識づくり
- ・地域課題の発見と解決に向けた取り組みの検討
- ・状況の変化に合わせた地域住民との対応方法の検討
- ・関係機関・団体等と連携した支援体制の構築に向けた検討

《主な関連事業》

福祉ネットワーク活動推進事業、生活支援体制整備事業、福祉団体支援事業

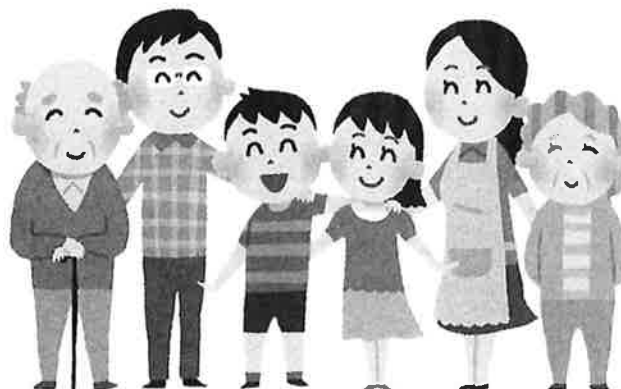
【緊急時の支援体制の構築】

高齢者世帯や障がい者世帯等の緊急時に対応できるよう、ふれあい安心電話の設置を進めるとともに、迅速な対応ができるよう地域住民、関係機関・団体等との協力体制を構築します。

- ・ふれあい安心電話や緊急時あんしんボタンなどの普及及び啓発
- ・ふれあい安心電話等による緊急時通報や生活相談への対応

《主な関連事業》

福祉ネットワーク活動推進事業、ふれあい安心電話システム推進事業、在宅介護支援センター事業、生活相談事業



基本目標4 みんなが暮らしやすいやさしいまちをつくろう

【基本方針4-1】

利用者の立場に立った福祉サービスの提供

【現状と課題】

当市では、行政、民生委員・児童委員、社会福祉法人などによる様々な福祉サービスが行われており、支援を必要としている方の生活や活動を支える重要な役割を果たしています。しかし、複数の生活課題を抱えている方にとっては、対象となる課題ごとに相談窓口が存在することがかえってわかりにくく、利用しにくいという側面があります。

一方、福祉サービスは、利用者本位という考え方に立ち、サービスを必要とするすべての方が、自分に適した、質の高いより良いサービスを自らの意思で選択し利用できるようにしていくことが重要です。

このことから、利用者の立場に立った福祉サービスの提供を推進するため、福祉サービスの適切な情報提供、相談体制及びサービス提供体制の確保と充実が求められています。

【施策の方向性】

4-1-① 福祉サービスの利用に関する相談体制の確保

「必要な方」に「必要な情報」が届くような体制づくりを行うとともに、各種相談窓口の充実を図り、相談内容によっては専門機関などにつないでいけるように、総合的な相談支援体制の強化を図ります。



◆第4章 施策の展開

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【高齢者に関する相談体制の確保】 地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。</p>	高齢ふれあい課 地域包括支援センター
<p>【子ども子育てに関する相談体制の確保】 ・令和2年4月に子育て世代包括支援センターを開設し、関係部署が連携して、子育て家庭の個別ニーズ把握、相談対応、情報提供などの利用者支援を実施します。また、家庭児童相談員並びに母子・父子自立支援員を配置し、子ども・家庭、妊産婦やひとり親家庭から寄せられる相談全般に対して、きめ細やかな対応を行います。 ・令和2年4月に子ども家庭総合支援拠点を開設し、児童相談体制や関係機関との連携強化を図り、子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関する支援業務を充実します。</p>	子育て支援課 健康推進課
<p>【障がい者に関する相談体制の確保】 関係機関と連携し、障がい者や保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護並びに障がい者一人ひとりの特性にあった必要な障がい福祉サービスの提供に結びつけるよう支援します。また、身体障がい者・知的障がい者相談員を配置し、当事者である障がい者やその保護者の相談に対応します。</p>	社会福祉課
<p>【若年未就労者に関する相談体制の確保】 働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの未就労者に対し、キャリアコンサルタントによる専門的な相談、コミュニケーション訓練によるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行います。</p>	社会福祉課
<p>【民生委員・児童委員活動の推進】 民生委員・児童委員を配置し、地域住民からの生活上の様々な相談に応じ、適切な福祉サービスの紹介を行います。</p>	社会福祉課
<p>【心の健康づくり無料法律相談の実施】 健康問題、家庭環境、経済問題等、自殺の要因となる問題解決の一助となるよう、弁護士が相談を受けます。</p>	健康推進課

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み

【相談体制の充実と強化】

市民の複合化する相談に柔軟に対応し、適切な支援につなげられる相談体制の充実と強化を図るとともに、誰もが利用しやすい“オール社協”で対応できる相談窓口の設置に努めます。

- ・断らず受け止める柔軟な相談対応
- ・組織内のどこでも対応できる相談窓口の構築
- ・各種相談事業や部門間の連携強化
- ・アウトリーチによる生活課題の把握
- ・利用者の利便性に配慮した相談窓口のあり方についての検討
- ・コミュニティソーシャルワーカーの設置による相談対応の強化
- ・無料法律相談所及び無料税務相談所の充実

《主な関連事業》

生活相談事業、生活困窮者自立支援事業、障害者地域生活支援事業（相談支援事業）、在宅介護支援センター事業



◆第4章 施策の展開

【施策の方向性】

4-1-② 福祉サービスの提供体制の充実

多様化する福祉ニーズの把握に努め、行政はもちろん、関係機関・団体と協働で、支援を必要としている方が必要なときに利用しやすい分野横断的な福祉サービスの充実を図ります。

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【居住支援協議会の連携】 住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、市・居住支援団体・宅地建物取引業者が連携し、民間賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネットを構築します。</p>	建築住宅課
<p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進】 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅と施設の連携や地域における多職種相互連携を図ります。また、個々の状況に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、医療機関や地域の関係機関を含めた連携を強化します。</p>	地域包括支援センター
<p>【子育て支援ネットワーク協議会の連携】 地域子育て支援センター、保健センター、幼稚園や保育所等、児童館、子育て支援サポーター、民生委員・児童委員及び学校関係者等の地域単位の子育て支援者が集まり、情報共有や事業の協力体制を推進します。</p>	子育て支援課
<p>【自立支援協議会の連携】 障がい者が安心して地域で自立した生活を継続することができるよう、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通して明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえ、地域における障がい者への支援体制の強化を図ります。</p>	社会福祉課

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p>【生活支援体制の強化】 部門間の連携のほか、地域住民や行政、関係機関・団体等とも協働しながら、専門性を活かした生活支援体制の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援サービスの開発や活動に関わる人材の養成 ・地域住民や行政、関係機関・団体等との協働による生活支援のしくみづくり ・多職種の連携による専門性を活かした取り組みの検討 ・たすけあい資金や生活福祉資金を活用した生活の自立支援 ・車いすの貸し出しによる通院等の外出支援 <p>《主な関連事業》 生活相談事業、生活困窮者自立支援事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活支援体制整備事業</p>

【施策の方向性】

4-1-③ 住民主体の介護予防・健康づくりの推進

健康診断や検診等の促進、福祉・保健・医療・介護の関係機関が連携し、心身の健康づくりや、疾病予防、介護予防事業を推進するとともに、健康に関する講座の開催や事業の実施等を通じ、健康に対する理解の促進を図ります。

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【中小規模健康の駅事業の推進】 公民館や町内会館等を会場として、らくらく体操、認知症予防、健康講話などを行い、地域の仲間との交流と健康づくりを支援します。</p>	健康推進課
<p>【生活習慣病予防の推進】 住民が自主的に特定検診・がん検診等を受診し、重度化の予防に努めるよう、知識の普及や啓発を行い、生活習慣病予防を推進します。</p>	健康推進課
<p>【介護予防普及啓発事業】 高齢者を対象に健康教育・健康相談等の取り組みを通じて、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域において自発的な介護予防に結びつくよう支援を行います。地域の集いやイベントを通じて、各種教室を開催します。</p>	地域包括支援センター
<p>【地域介護予防活動支援事業】 高齢者が介護予防に関するボランティア活動を通じて、社会参加、地域貢献を行い、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援します。地域活動に携わっているリーダーを介護支援の知識や技術を地域で提供できるよう育成し、地域に根差した活動ができるよう支援します。</p>	地域包括支援センター

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p>【介護予防・閉じこもり防止等を目的とした社会参加の促進】 市民の健康づくりや介護予防、閉じこもり防止、生きがいづくり等の取り組みとして、保健師や健康の駅等の各種研修や講座とも協働しながら、地域の交流活動を推進するとともに、活動の拠点整備や支えあい活動等のしくみづくりなどにより社会参加を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動や地域交流事業に関する活動拠点の整備と支援 ・各種研修や講座との協働による交流活動の推進 ・住民が主体的に支えあうしくみづくりの推進 ・高齢者や障がい者等の社会参加を目的とした車いすの貸し出し <p>《主な関連事業》 いきいきサロン事業、生活支援体制整備事業、福祉協力員活動推進事業、車いす貸出事業</p>

◆第4章 施策の展開

【施策の方向性】

4-1-④ 福祉サービスの適切な情報提供の推進

福祉サービスの利用を必要としている市民が、容易に情報を入手し、適切にサービスを選択することができるよう、各制度やサービス内容、福祉サービス事業者についての情報を提供します。

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【適切なサービス情報の提供】 福祉サービスを必要とする市民が、その情報を適切に得られるよう、ホームページ、市報及びパンフレット等を利用し、各制度や福祉サービスについて、わかりやすく情報を提供するとともに、情報提供窓口の一本化や情報を入手することが困難な住民への提供方法について検討します。</p>	<p>関係各課</p>

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p>【福祉サービスの情報発信】 関係機関等の福祉サービスや在宅介護に加えて、様々なボランティア活動や住民主体の支えあい活動等の情報を把握するとともに、市民がサービスを利用しやすいよう、わかりやすく正確に情報を発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や関係機関・団体等の取り組みや福祉サービス等の情報把握 ・ 福祉関係者や関係機関・団体等と連携した福祉サービスや在宅介護等の情報発信 ・ 地域の情報交換の場、社協だよりやホームページ等の各種広報媒体などを活用した情報発信 ・ 視覚障がい者等への福祉サービスなどに関する情報提供 <p>《主な関連事業》 広報啓発事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活支援体制整備事業、障害者地域生活支援事業（声の広報・点字広報）</p>

【基本方針4-2】**地域における権利擁護体制の整備****【現状と課題】**

認知症、知的障がい又は精神障がいのある方など、判断能力に不安を抱えている方が増える一方で、その方々を支えてきた親族等が少なくなっています。また、障がいの親など監護者自身が高齢になることにより、親亡き後への不安感が増大するなどの状況もみられます。さらには、高齢者や障がい者等に対する虐待の相談件数は増加しており、見守りや相談対応はもとより、権利を侵害されやすい認知症高齢者や障がい者等の権利を保護する権利擁護の取り組みが重要となります。

権利擁護の取り組みとして、福祉サービス利用手続きの援助や日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業、財産管理や権利を守る成年後見制度など、支援を必要とする方が制度利用につながるよう、関係機関と連携しながら各制度の普及・啓発や相談体制を充実させる必要があります。

判断能力に不安を抱えている方であっても、基本的な権利が守られるとともに適切なサポートを受けながら、各種サービスの利用や地域における交流を通じて、住み慣れた地域でその方らしく、安心して日常生活を送ることができるよう、それぞれの方に寄り添った権利擁護の取り組みが求められています。

【施策の方向性】

4-2-① 日常生活自立支援事業の利用促進

認知症や障がいにより判断能力に不安を抱えている高齢者や障がい者の権利を擁護し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理を行う、日常生活自立支援事業の利用促進に努めます。



◆第4章 施策の展開

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【日常生活自立支援事業の周知】 判断能力に不安を抱えている高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を周知します。</p>	<p>社会福祉課</p>

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p>【日常生活自立支援事業の推進】 判断能力に不安を抱えている高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政と連携しながら福祉サービスの利用を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者がわかりやすい福祉サービス等の情報提供と利用支援 ・日常的な金銭管理や相談援助の実施 ・支援員の確保等による支援体制の整備 ・支援を必要とする方の把握及び地域の見守り活動の推進 <p>《主な関連事業》 日常生活自立支援事業、生活相談事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活困窮者自立相談支援事業</p>



【施策の方向性】

4-2-② 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより、判断能力に不安を抱えている方が、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、親族または、弁護士等の専門職が後見人となって本人の財産や権利を守るものです。

横手市成年後見支援センターを広報機能、相談機能、市民後見人養成機能、後見人支援機能を担う中核機関と位置づけ、成年後見制度利用促進の基盤づくりを推進します。

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【成年後見制度の推進】 市成年後見支援センターにおいて、制度の周知啓発や制度利用及び権利擁護の相談を受けることにより、本来制度の利用が望ましい方を、制度利用に繋がるよう支援します。また、申立ての支援、費用の助成や市民後見人を養成します。</p>	地域包括支援センター
<p>【成年後見制度利用支援事業の推進】 親族がない等の理由により、本人による成年後見制度の申立てが困難な障がい者に、市が代わって申立て手続きを行います。また、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な障がい者に、制度の申立てに要する経費の全部又は一部を補助します。</p>	社会福祉課

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p>【成年後見制度の普及と啓発】 高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政が推進する成年後見制度の利用促進と情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の周知 ・日常生活自立支援事業から成年後見制度へ円滑な移行支援 ・法人後見制度導入の検討 <p>《主な関連事業》 日常生活自立支援事業、生活相談事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活困窮者自立相談支援事業</p>

【基本方針4-3】

安心して暮らせる地域生活の構築

【現状と課題】

全国的にも有数の豪雪地帯である本市にとって、冬期における快適な暮らしの実現は喫緊の課題であります。アンケート調査でも安心して生活するために取り組むべき課題として最も多い回答が「除雪や雪下ろしなどの支援」となっています。これまでも高齢者等への除排雪や雪下ろし支援を実施しているものの、除排雪を支える側の高齢化も深刻な問題となっており、地域や共助組織等への除排雪体制の支援・充実が必要です。

また、高齢者や障がい者等の交通弱者にとって、買い物ができる店や病院までの移動手段の確保が日常生活を送るうえで重要な課題となっています。アンケート調査では、高齢運転者による交通事故の心配や公共交通の不便さを反映し、「交通弱者への支援（移動支援）」について、取り組むべき支援策として高いニーズがあります。循環バス、デマンド交通などの地域公共交通の利便性向上を図るとともに、すべての市民が安心して暮らせる地域生活の構築が求められています。

【施策の方向性】

4-3-① 人にやさしい生活環境づくりの推進

当市の地域特性に合わせた、すべての市民が安心して暮らせる、人にやさしい生活環境づくりを推進していきます。



◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【協働による雪対策の取り組み】 「市総合雪対策基本計画」並びに県が定める「地域が共に支え合う除排雪に関する取組（指針）」に基づき、住民、地域、関係団体及び行政が連携・協働し、安全安心な冬期生活の確保に取り組めます。</p>	関係各課
<p>【雪国よこて安全安心住宅普及促進事業の推進】 安全で快適な住宅の普及を促進するため、要件（住宅の雪対策、バリアフリー化、省エネルギー化等）を満たす住宅の改修工事について支援します。</p>	建築住宅課
<p>【一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業の推進】 おおむね65歳以上の高齢者で、身体上の理由等により除排雪することが困難で、親族や近隣者等からの援助が得られない方を対象に、自宅玄関前の排雪や、屋根の雪下ろしを行う事業者等を斡旋し、その費用の一部を助成し支援します。</p>	高齢ふれあい課
<p>【地域公共交通事業の推進】 路線バスや循環バス、デマンド交通など、地域公共交通の利便性向上を図るとともに、タクシーやデマンド交通を利用しても高額な料金がかかる「交通不便エリア」の解消を目指します。また、運転免許証自主返納者への公共交通利用回数券の支給、障がい者等に対する利用料金の割引制度を継続します。</p>	経営企画課
<p>【共助組織による雪処理の支援体制・しくみづくり】 再掲 施策の方向性：2-1-③</p>	地域づくり支援課
<p>【除雪支援を行う地域団体への除雪機の貸し出し】 再掲 施策の方向性：2-1-③</p>	高齢ふれあい課
<p>【高齢者等に対する緊急時の取り組みの推進】 再掲 施策の方向性：3-2-①</p>	高齢ふれあい課

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p>【安全安心なまちづくりの推進】 市民や行政、関係機関・団体等と連携しながら、誰もが安心して暮らせる住みやすい福祉のまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪活動や移動支援等の生活支援の取り組みに関する情報収集及び情報発信 ・ 地域の支えあいによる除雪活動や移動支援の推進 ・ ふれあい安心電話による緊急時通報や相談対応 ・ 安全安心なまちづくりに向けた福祉教育の推進 <p>《主な関連事業》 生活支援体制整備事業、福祉ネットワーク活動推進事業、ふれあい安心電話システム推進事業</p>

【基本方針4-4】

困りごとを抱えた市民に対する包括的な支援体制の推進

【現状と課題】

近年、社会環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活に困窮する方や稼働年齢世代にある方を含めて生活保護を受給する方が増えています。

これまで、安定した雇用を土台として、社会保障制度や労働保険制度が機能し、最終的には生活保護制度が包括的な安心を提供してきましたが、近年の雇用状況の変化などにより、これらのしくみだけでは安心した生活を支えることが難しくなっており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、重層的に支えていくことが求められています。

また、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野がからみあって「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。高齢の親と就労していない子の同居による課題や介護と育児に同時に直面する世帯の課題など、単一の制度のみでは解決が困難な課題については、課題を世帯として捉え、複合的に支援していくことが必要となります。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法により、市町村は、地域住民や福祉関係者などによる地域福祉推進のための相互協力を円滑に行い、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとしています。

【施策の方向性】

4-4-① 社会的要援護者の把握と支援

関係機関・団体との連携により、家族や地域との交流がなく、孤立している要援護者の把握を促進し、早期の支援につなげられる体制を整備します。

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【社会的に孤立している要援護者の把握と支援】 家族や地域等との交流がなく、社会的に孤立し支援を必要とする方の把握については、様々な機関・団体の相談業務や訪問、地域における見守り活動などを通して、相互連携しながら、情報を把握できる体制に努めます。また、関係機関と連携し、社会的な孤立を防ぐための交流の場や居場所づくりなど、地域とのつながりをつくるしくみづくりに取り組めます。</p>	社会福祉課
<p>【要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアルの作成】 社会的要援護者を地域で支える体制や関係機関との連携構築に向け、関係機関連携マニュアルを作成します。</p>	社会福祉課

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p>【社会的に孤立している要援護者の把握】 生活課題や福祉問題等を抱えながら、社会的に孤立している世帯の把握に努め、適切な支援につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織内の部門間連携による要援護者の把握 ・多職種や分野を超えた連携による要援護者の把握 <p>《主な関連事業》 生活困窮者自立相談支援事業、障害者地域生活支援事業（相談支援事業）、福祉ネットワーク活動推進事業、在宅介護支援センター事業</p>



【施策の方向性】

4-4-②生活困窮者に対する自立支援対策の推進

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」により、生活困窮者対策と地域福祉施策との連携が求められています。生活困窮者は、様々な課題を抱えていることが多く、その課題解決のために、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを活かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援をすることが重要とされています。また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援には、地域住民相互の支えあいによる共助の取り組みが重要です。さらに、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとしてせず、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【生活困窮者自立支援制度の推進】 生活困窮者自立支援制度推進のため次の取り組みを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立相談支援事業 生活に不安や困りごとを抱えている方の相談に応じ、支援員が就労も含め自立に向けた相談や、必要な支援を行うための支援プランの作成、支援に必要な関係機関の紹介など、寄り添いながら自立に向けて総合的な支援を行います。 ・住居確保給付金 離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方を対象に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。 ・家計改善支援事業 家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、関係機関へつなぐなど、家計の立て直しをアドバイスします。 ・就労準備支援事業 「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、就労が困難な方に対して、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供などの取り組みを検討します。 ・生活困窮者自立支援制度の対象となる方を早期に把握し、ハローワークをはじめとした関係機関と連携し、様々な支援を展開していきます。また、生活困窮者への支援を行う際には、町内会、民生委員・児童委員、地域住民等による日常的な見守り活動が重要となることから、地域全体で生活困窮者を支えていく体制を構築します。 	<p>社会福祉課</p>

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み

【生活困窮者(世帯)の自立支援の促進】

生活困窮者自立相談支援事業や各種相談事業を通じて、経済的に困窮している市民(世帯)の相談に対応するとともに、情報提供や生活支援等により自立に向けた支援を行います。

- ・生活上の困りごとに対する相談対応や家計改善等の支援
- ・複合かつ複雑化した課題の解決に向けた多職種連携による支援
- ・フードバンクや企業等と連携した食糧支援
- ・ボランティアとの協働による学習支援
- ・関係機関と連携した出口支援の開発と開拓
- ・たすけあい資金や生活福祉資金を活用した自立支援
- ・就労に向けた中間支援となる居場所づくりの検討
- ・生活困窮者自立支援機関等の協働による社会資源づくりと体制整備
- ・生活の向上を目的とした研修会や講座の検討

《主な関連事業》

生活困窮者自立相談支援事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活相談事業、生活支援体制整備事業



◆第4章 施策の展開

【施策の方向性】

4-4-③ 包括的な支援体制の構築

平成30年4月に施行された改正社会福祉法により、市町村は、地域住民や福祉関係者などと相互に協力し地域福祉を推進していくとともに、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう求められています。

当市においては、高齢化や人口減少により、日常の様々な場面における「つながり」の弱まりを背景に、「社会的孤立」の問題や身近な生活課題への支援の必要性が高まっています。

また、育児と介護のダブルケアなど複合的な生活課題を抱えている世帯や公的支援の受給要件を満たさない「制度の狭間」などの問題も表面化しています。

こうした複合的・複雑化した課題や制度の狭間にある課題を抱える方へ、必要なサービスや支援が提供できるよう関係機関・団体と連携し、包括的な支援体制を構築する必要があります。

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【包括的な支援体制の構築】 「住民の身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境や、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を進めます。また、当市の実情を踏まえ、関係機関・団体と連携しながら、多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築します。</p>	<p>社会福祉課</p>

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p>【地域福祉活動への参加促進と包括的な支援体制構築への参画】 地域住民の地域福祉活動への参加を促すとともに、行政や関係機関・団体、また分野を超えた多職種との連携による包括的な相談支援体制の構築に参画します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民を対象とした福祉やボランティア等に関する研修会の開催 ・ 地域住民の福祉活動の拠点整備に向けた支援 ・ 行政や関係機関、多職種との連携した要援護者の把握と総合相談対応 ・ 地域住民や福祉関係者、関係機関・団体等と連携した福祉ネットワーク活動の推進 <p>《主な関連事業》 生活相談事業、生活困窮者自立相談支援事業、福祉ネットワーク活動推進事業、生活支援体制整備事業</p>

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

(1) 協働による計画の推進

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画の基本理念である『みんなが主役！みんなでつくる 人にやさしいまち横手』を実現するためには、市民、地域、事業者等、社会福祉協議会、行政が、それぞれの役割を分担して福祉のまちづくりを進めていくことが必要です。

すべての市民が地域福祉を推進するための重要な資源であり、一人ひとりができること（自助）、隣近所、関係機関・団体などができること（共助）、公的機関の役割（公助）まで、地域にはどんな資源があるか知ることが大切です。

それぞれがその特徴や能力を活かし、自らの役割を認識して行動する協働による計画の推進を目指します。

(2) 計画の進行・管理

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画は、関連する高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者福祉計画などと連携を図り、計画の進行・管理を行います。また、関連する事業などについては、それぞれの事業を実施する関係部局と連携して定期的の実態調査を実施し、計画の進捗状況や改善点を把握します。

「横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理を含む評価体制を構築します。

(3) 計画の普及・啓発

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画については、計画書および計画書の概要版、市報よこてや社協だより、ホームページなどによる広報を行い、内容の周知を図るとともに、現在横手市で行われている地域福祉の取り組み事例などを紹介していきます。

また、計画の策定にご協力をいただいた関係機関・団体などが活動している場を通じた普及・啓発をはじめ、自治会・町内会、民生委員・児童委員の集まりなど、様々な機会を活用してこの計画を説明し、理解と協力を求めていきます。

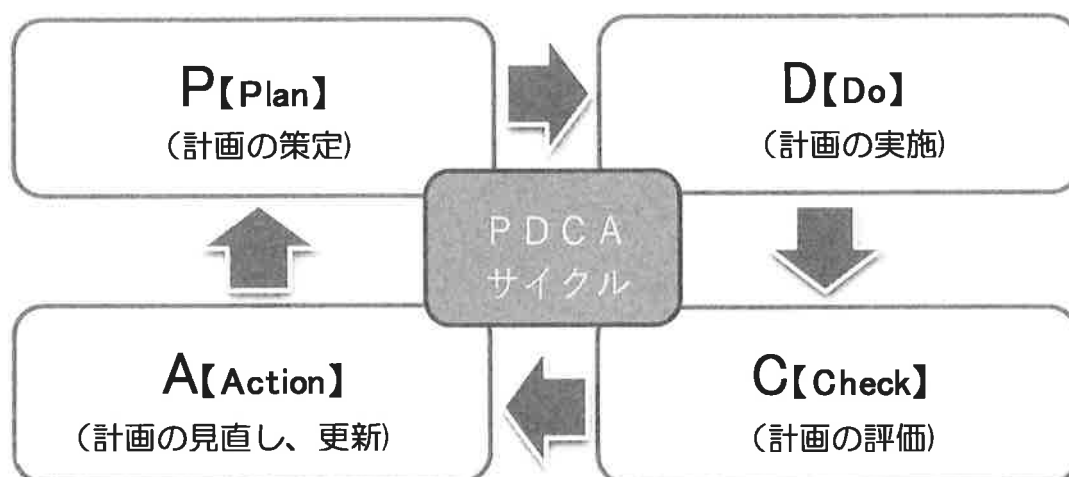
2 計画の評価

(1) 計画の評価

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画を実効性のあるものとして推進していくために、様々な社会状況などを踏まえながら「PLAN（策定）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACTION（見直し、更新）」を行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

評価に当たっては、横手市総合計画における「まちづくり指標」として設定している、福祉施策の項目の「市民満足度」を向上させることを目標に、各施策を展開します。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

1 計画の策定体制

(1) 策定体制

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画の策定においては、「地域福祉」の担い手となる「市民」の意見を聞き、計画に反映することが不可欠です。

市民へのアンケート調査の実施、また、策定委員を関係機関・団体などから選任及び市民から公募するとともに、パブリックコメントの実施など「地域福祉」に関わる方々の様々な意見を計画に反映しました。

① 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会の設置

各方面の市民の声を計画に反映させるため、「横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画策定の各段階において、市民の目線による計画策定に努めました。

■横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会の開催状況

令和元年 6月18日	第1回 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・アンケート調査の実施について 等
令和元年 10月9日	第2回 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会 ・アンケート調査結果及び第2次計画の評価について ・計画骨子案について 等
令和元年 12月24日	第3回 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会 ・計画素案について 等
令和2年 3月13日	第4回 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会 ・パブリックコメント実施結果について 等

② パブリックコメントの実施

令和2年1月24日から2月25日まで、本計画の最終案を市ホームページ、社会福祉課や各地域局等において公開し、広く市民の意見を求めるパブリックコメントを実施しました。

(2) 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属	備考
1	小原 洋子	横手市民生児童委員協議会	
2	内山 純男	横手市身体障害者福祉協会連合会	
3	佐藤 隆太	横手市老人クラブ連合会	
4	小棚木 美和子	横手市赤十字奉仕団	
5	近江 千鶴子	横手介護ボランティアの会	副委員長
6	小野 勇吉	横手市社協福祉協力員会	
7	丹尾 弘悦	横手市自立支援協議会	委員長
8	小棚木 賢作	横手市子ども・子育て会議	
9	高城 憲子	特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター	
10	佐藤 友治	横手市社会教育委員	
11	宮本 敦	横手市PTA連合会	
12	佐野 洋子	横手市結核予防婦人会	
13	齊藤 純子	横手地域第2層生活支援協議体 よこて支えあいネット	
14	高橋 真由美	公募委員	
15	鈴木 正志	公募委員	

(3) 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく横手市地域福祉計画とその総合的な行動計画である横手市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか総合的な地域福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長及び横手市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 社会福祉事業者
- (6) 前号に掲げるもののほか、市長及び横手市社会福祉協議会会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

◆資料編

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

第3次
横手市地域福祉計画
横手市地域福祉活動計画

令和2年3月

編集・発行

横手市 市民福祉部 社会福祉課

〒013-8601 横手市中央町8番2号

TEL : 0182-35-2132

FAX : 0182-32-9709

ホームページ : <https://www.city.yokote.lg.jp/>

社会福祉法人 横手市社会福祉協議会

〒013-0072 横手市卸町5番10号

TEL : 0182-36-5377

FAX : 0182-36-5388

ホームページ : <http://www.yokote-shakyo.jp/>